

## 第 6 8 回神河町議会定例会に提出された議案

### ○町長提出議案

- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第 1 号議案 神河町行政不服審査会条例制定の件
- 第 2 号議案 神河町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例制定の件
- 第 4 号議案 神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第 6 号議案 神河町税条例及び神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 号議案 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 号議案 神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 10 号議案 旧神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 11 号議案 神河町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 12 号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 13 号議案 神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 14 号議案 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 15 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
- 第 16 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
- 第 17 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
- 第 18 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
- 第 20 号議案 平成 27 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 21 号議案 平成 27 年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 22 号議案 平成 27 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 23 号議案 平成 27 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 24 号議案 平成 27 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

第 2 5 号議案	平成 2 7 年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 2 6 号議案	平成 2 7 年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 2 7 号議案	平成 2 7 年度神河町産業廃棄物処理事業会計補正予算（第 2 号）
第 2 8 号議案	平成 2 7 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 2 号）
第 2 9 号議案	平成 2 7 年度神河町水道事業会計補正予算（第 3 号）
第 3 0 号議案	平成 2 7 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
第 3 1 号議案	平成 2 7 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）
第 3 2 号議案	平成 2 8 年度神河町一般会計予算
第 3 3 号議案	平成 2 8 年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
第 3 4 号議案	平成 2 8 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
第 3 5 号議案	平成 2 8 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
第 3 6 号議案	平成 2 8 年度神河町介護保険事業特別会計予算
第 3 7 号議案	平成 2 8 年度神河町土地開発事業特別会計予算
第 3 8 号議案	平成 2 8 年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算
第 3 9 号議案	平成 2 8 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
第 4 0 号議案	平成 2 8 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
第 4 1 号議案	平成 2 8 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
第 4 2 号議案	平成 2 8 年度神河町水道事業会計予算
第 4 3 号議案	平成 2 8 年度神河町下水道事業会計予算
第 4 4 号議案	平成 2 8 年度公立神崎総合病院事業会計予算
第 4 5 号議案	神河町かみかわ桜の山桜華園条例制定の件
第 4 6 号議案	神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件
第 4 7 号議案	センター長谷証明窓口業務の委託契約の件
承認第 1 号	神河町男女共同参画推進計画の策定の件
承認第 2 号	第 2 期かみかわ教育創造プラン（神河町教育基本計画）の策定の件
承認第 3 号	神河町歴史文化基本構想の策定の件

○議会提出議案

発議第 1 号	神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
発議第 2 号	神河町議会議員の議員報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

神河町告示第6号

第68回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月22日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成28年3月1日

2 場 所 神河町役場 議場

---

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和

藤 原 日 順

山 下 皓 司

宮 永 肇

藤 原 資 広

廣 納 良 幸

小 寺 俊 輔

松 山 陽 子

三 谷 克 巳

小 林 和 男

藤 森 正 晴

安 部 重 助

---

○応招しなかった議員

な し

---



議事日程（第1号）

平成28年3月1日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第5 第1号議案 神河町行政不服審査会条例制定の件  
第2号議案 神河町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例制定の件
- 日程第6 第3号議案 神河町かみかわ桜の山桜華園条例制定の件
- 日程第7 第4号議案 神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第5号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第9 第6号議案 神河町税条例及び神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第7号議案 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第8号議案 神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第9号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
第10号議案 旧神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第11号議案 神河町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第12号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第13号議案 神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
第14号議案 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第15号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件

	第16号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
	第17号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
	第18号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
日程第17	第19号議案	神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件
日程第18	第20号議案	平成27年度神河町一般会計補正予算（第7号）
日程第19	第21号議案	平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）
日程第20	第22号議案	平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第21	第23号議案	平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
日程第22	第24号議案	平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第23	第25号議案	平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
日程第24	第26号議案	平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）
日程第25	第27号議案	平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第26	第28号議案	平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第27	第29号議案	平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第28	第30号議案	平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第29	第31号議案	平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）
日程第30	第32号議案	平成28年度神河町一般会計予算
	第33号議案	平成28年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
	第34号議案	平成28年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
	第35号議案	平成28年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
	第36号議案	平成28年度神河町介護保険事業特別会計予算
	第37号議案	平成28年度神河町土地開発事業特別会計予算
	第38号議案	平成28年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算
	第39号議案	平成28年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
	第40号議案	平成28年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
	第41号議案	平成28年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
	第42号議案	平成28年度神河町水道事業会計予算
	第43号議案	平成28年度神河町下水道事業会計予算
	第44号議案	平成28年度公立神崎総合病院事業会計予算
日程第31	承認第1号	神河町男女共同参画推進計画の策定の件
日程第32	承認第2号	第2期かみかわ教育創造プラン（神河町教育基本計画）の策定の件
日程第33	承認第3号	神河町歴史文化基本構想の策定の件

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第5 第1号議案 神河町行政不服審査会条例制定の件  
第2号議案 神河町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例制定の件
- 日程第6 第3号議案 神河町かみかわ桜の山桜華園条例制定の件
- 日程第7 第4号議案 神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第5号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 日程第9 第6号議案 神河町税条例及び神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第7号議案 神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第8号議案 神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第9号議案 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
第10号議案 旧神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第11号議案 神河町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第12号議案 神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第13号議案 神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
第14号議案 神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第15号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件  
第16号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件  
第17号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件  
第18号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
- 日程第17 第19号議案 神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件
- 日程第18 第20号議案 平成27年度神河町一般会計補正予算（第7号）

日程第19	第21号議案	平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）
日程第20	第22号議案	平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第21	第23号議案	平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
日程第22	第24号議案	平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第23	第25号議案	平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
日程第24	第26号議案	平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）
日程第25	第27号議案	平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第26	第28号議案	平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第27	第29号議案	平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第28	第30号議案	平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第29	第31号議案	平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）

---

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 藤森正晴
6番 廣納良幸	12番 安部重助

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 .....	澤田俊一	係長 .....	楨良裕
----------	------	----------	-----

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山名宗悟	地域振興課長 .....	石堂浩一
副町長 .....	細岡重義	地域振興課参事兼観光振興特命参事	
教育長 .....	澤田博行	.....	山下和久
会計管理者兼会計課長兼町参事		建設課長 .....	真弓俊英
.....	谷口勝則	地籍課長 .....	児島則行
総務課長 .....	前田義人	上下水道課長 .....	中島康之



総務課参事兼財政特命参事 ..... 児 島 修 二	健康福祉課長兼地域局長 ..... 大 中 昌 幸
総務課副課長兼地域創生特命参事 ..... 藤 原 登志幸	病院事務長 ..... 細 岡 弘 之
情報センター所長 ..... 藤 原 秀 洋	病院事務次長兼医事課長 ..... 浅 田 譲 二
税務課長 ..... 和 田 正 治	病院総務課長兼施設課長 ..... 藤 原 秀 明
住民生活課長 ..... 吉 岡 嘉 宏	教育課長 ..... 松 田 隆 幸
住民生活課参事兼防災特命参事 ..... 田 中 晋 平	教育課参事兼センター所長 ..... 坂 田 英 之

---

### 議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

寒かった冬がようやく過ぎて、寒暖を繰り返しながらも春の訪れを感じるきょうこのごろでしたが、突然の寒波に見舞われまして、一面冬景色となってしまいました。大変寒い日ではございますけれども、体には十分注意していただきたいと思います。

本日ここに第68回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には御健勝にて全員の御参集を賜り開会できますことは、町政のため、まことに御同慶にたえません。

先日の新聞に、2015年10月1日時点の国勢調査の速報値が出ておりました。2010年の前回調査から約94万7,000人の人口減少、1920年の調査開始以来、初めての減少となり、その深刻さが改めて浮き彫りになりました。外国人を除く日本の人口は、2009年をピークに減少局面に入ったと報道されておりました。その反面、世帯数は5,340万3,226世帯で2.8%増となり、世帯の小規模化が進んでおります。当町でも、2005年11月の神河町誕生時は1万3,681人、4,117世帯、10年後の2015年では1万1,979人、4,145世帯と、同じような傾向があらわれております。人口減少社会では、現役世代が減少し高齢化が進むことより税収の減少や社会保障費の増加などへの対応が求められ、今後は人口減少を最小限に抑えるべく、さらに有効な施策を考えていかなければなりません。

さて、今次定例会に付議されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、町長からは、条例制定、条例の一部改正、辺地に係る計画策定、平成27年度各会計の補正予算並びに平成28年度各会計当初予算等、計48件が予定されております。いずれも極めて重要な案件であります。

議員各位並びに執行部におかれましても、格別の御精励を賜りまして、慎重審議の上、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

## 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ことしの冬は異常とも思える暖冬ではありましたが、一方では寒暖の差が大きく、しのぎにくい日が続いております。昨日からの雪も、川上では20センチという状況でございます。そのような中ではございますが、議員の皆様には御健勝のこととお喜び申し上げます。

兵庫県の全面支援をいただき、昨年12月より峰山高原を中心に展開しています地域創生リーディングプロジェクト事業「神河が贈る極上の冬時間」も、スタート時点から想定外の暖冬により非常に苦戦もしておりましたが、年明けましてからの寒波による積雪で、雪を活用した美しい冬の自然を満喫する多様なイベントを企画し、さらにインバウンドによる外国人観光客の団体受け入れなど精力的に取り組み、昨年までとは一転、新しい神河の魅力発信ができていくところでもあります。3月13日までが事業実施期間となっております。3月に入ってからには播磨連携中枢都市圏の峰山高原でのインバウンドイベントも企画されています。幸いにも昨夜、峰山高原では30センチの積雪で、全てのメニューが可能となった状況でございます。改めて、神河町は雪のマイナスイメージを逆手にとった地域総合戦略により、播磨圏域はもとより兵庫県においても、また近畿圏においても非常に注目されていることを再認識しているところでもあります。皆様におかれましても、ぜひ新しい神河町を体験していただければと思います。

平成27年度は地方創生元年と位置づけ、人口ビジョンと総合戦略5カ年計画の策定、そして平成28年度は神河地域創生総合戦略に基づく事業のスタート元年であります。人口減少対策はこの数年取り組んできたところではありますが、その成果がようやく実を結びつつあります。この間、神河町での出生数は50人を切っていたところですが、27年度、転出入含めての出生数は75人と前年までを大きく上回ることができました。若者世帯家賃補助について、現在46件、4月に入居開始となる中村団地は既に12戸の入居が決定をし、若者世帯住宅取得支援事業も13件を受け付けするなど、この間の人口対策の効果があらわれてきています。引き続き、総合戦略のアクションプログラムに基づいて強力的に事業展開をしてまいります。

将来消滅危機自治体と言われた神河町が未来にわたってこの地に存在し続けるためには、攻めの姿勢が求められています。何もしなければ何も変わらないし、どんどん人口は減り続けます。このことは、27年度に策定をした人口ビジョンが証明しています。だから、国を挙げての地方創生の真っただ中ですから、大胆にアクションを起こすのです。産・官・学・金・労・言の連携強化のもと、より大胆に、より強力的に、そのことから今定例会は重要な意味を持っています。神河創生、一人一人がこの一つの目標に向かって突き進むことが極めて重要です。すばらしい神河創生のスタートを切れることを

心から望むものであります。

さて、本日は、第68回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には繰り合わせての御出席を賜りまして議会が開催できますことを、厚くお礼申し上げます。今定例会には、諮問1件、条例制定、改正14件、総合整備計画4件、指定管理者契約1件、承認3件、平成27年度各会計の補正予算12件、そして平成28年度各会計予算13件の計48件を提出させていただきました。

議員各位には、よろしく御審議を賜り御承認いただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

#### 午前9時09分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第68回神河町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。3番、山下皓司議員、4番、宮永肇議員、以上2名を指名いたします。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について、委員長から報告を受けます。

藤原日順議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（藤原 日順君） 議会運営委員長の藤原でございます。それでは、議会運営委員会についての御報告を申し上げます。

去る2月25日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から3月25日までの25日間と決しております。

町長から提出されます議案は、諮問1件、条例の制定と一部改正14件、辺地に係る計画策定4件、指定管理者の指定1件、補正予算12件、平成28年度当初予算13件、計画、構想等の承認3件、計48件が提出されております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

第1日目と第2日目は提案説明のみであります。諮問第1号については本日表決いたします。

第3日目と第4日目は質疑を行い、第1号議案、第2号議案、第5号議案、第6号議案から第14号議案及び承認第1号から承認第3号は表決をいたします。第3号議案、

第19号議案は産業建設常任委員会に、第4号議案、第15号議案から第18号議案、第20号議案は総務文教常任委員会に、それぞれ審査を付託することにしております。また、第32号議案から第44号議案までの平成28年度各会計当初予算については、質疑の後に、議長を除く全議員により予算特別委員会を設置して審査を付託することにしております。

第5日目の一般質問の前に、総務文教常任委員会に付託しました第20号議案について、審査報告の後に討論、採決を行います。あわせて第21号議案から第31号議案までの各特別会計、企業会計補正予算についても討論、採決を行うことにしております。一般質問につきましては、事前に通知のとおり通告締め切りを3月3日の午前9時とし、本会議第5日目の15日と第6日目の16日に行うことにしております。

25日の最終日には、各常任委員会と予算特別委員会に付託しました各議案について、審査報告の後に討論、採決をお願いすることにしております。

以上のとおり今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長をお願いしております。

なお、議案の審議に際しましては、質疑、答弁ともに簡潔明瞭に行うことを特にお願いいたします。議員各位には、格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月25日までの25日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月25日までの25日間と決定しました。

---

## 日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

まず、監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員長より報告を受けます。

宮永総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） おはようございます。総務委員長の宮永です。総務文教常任委員会の結果報告についていたします。

まず、日時、場所については、平成28年2月の10日午前9時から17時25分までということで、委員会室で行いました。委員は8名の出席でございます。

閉会中の課題として、各課に通告した調査事項の進捗状況について報告を受けたので、各課ごとに報告をいたします。各課の報告は、事務事業進捗管理シート、それから課運営目標管理シート、それから重要事業目標管理シート等によるものであります。

また、課題に対する調査報告を受け、意見、提言及び質疑応答について主なものを報告いたします。

まず、教育委員会事務局については、閉会中の調査事項について、教育課、学校教育、社会教育、資料としてまとめた報告書での説明があり、あわせて教育長、教育課長より、その要旨について補足説明を受けました。

内容は、継続審議事項として大項目で以下の4項目があり、その他報告・懸案事項等の構成によるものであります。繰り返して申しますと、まず、その4項目については、教育委員会の機能を生かした活動状況についての報告でございます。また2番目には、幼・小・中学校施設整備事業の進捗状況についてであります。また3番については、児童・生徒の食育推進レベルアップの取り組みについてであります。また4番目については、重複施設の維持管理の検討状況についてであります。

その他報告・懸案事項につきましては、まず、保育所、幼稚園利用者負担額の軽減について、国、県が進める子育て支援にあわせて、地域創生アクションプログラムの子どもを健やかに生み育てる支援金を財源として町の子育て支援の充実を図るということでございます。そのうち国の施策としましては、多子世帯及びひとり親世帯等の保育料負担の軽減を図る。また、県の施策として、多子世帯、特に第2子に係る保育料負担軽減でございます。それから町の施策としては、まず1つ目には、国基準の所得基準、年収約360万円未満世帯及び年齢基準を外し、第2子半額、第3子以降無償化完全実施を図ろうとするものであります。2つ目には、現行の利用者額から幼稚園保育料を20%、保育所保育料を10%軽減負担を図ろうというところでございます。

また、懸案事項の2つ目には、いじめに関する事案報告ということで出ておりますが、これについては、あだ名や悪口などのからかいを受けたというふうなことでございました。報告が出ておりました。学校では対策委員会を開き、教職員全員で共通認識をし、防止に向けた手だての話し合いをして、全校集会での講話や学級での指導に当たっているとのことです。

また、議会への提出物として出されておりますのが、神河町教育基本計画、第2期かみかわ教育創造プランの承認願ということで提出されます。また、神河町歴史文化基本構想の承認願があわせて出されることになっております。

それから、主な質疑についてQ & Aということでまとめてみました。

まず、議員研修で先般福崎町に参りましたが、福崎町教育長からの情報ということでお聞きした内容から、確認ということで話が出たものですから御紹介します。福崎町教育長からの実例として、福崎町では幼保連携型の認定こども園として全てについてやっているんだというふうなことでございましたが、認定こども園にすることによる幼保が連携することによるメリット、もしくは不都合が出てくるというデメリット等について、教育課の考えを聞かせていただきたいということでございまして、もしメリットが多いということになれば、それを導入、実行するのにどのような課題があるのか、これも確認したいということでございました。

これについて教育課長から、まず、幼保連携型のメリットを神河町の場合で考えますと、幼稚園と保育所が一つになるという形の中で、保護者としては小さな子供と大きな子供を同じところに連れていける、4歳から5歳児については保育所であれば保育というところですが、幼稚園については教育というところで、同じように午前中の部分については教育を受けるといふようなところが一つの大きなメリットではないかと考えておりますというふうな御答弁でした。

それからデメリットについては、聞くところによりますと、職員がかなり保育もしながら幼稚園教育をするということで、そこらあたりがなかなか難しいというお話が出ておるようでございますから、神河町については、できれば幼保連携型という取り組みしたいという考えはありますが、現在、保育所は私立、幼稚園については公立という事情がございますので、大きな障害というふうに考えられます。そこが一番大きなネックということになりますとの御答弁でございました。現在、子ども・子育て会議でも、幼稚園の先生、保育所の園長先生方と色々なお話をする中で、今後何らかのすみ分けをする中で、公立も私立も一緒に連携しながらやっていける方策がないものかというふうなことを検討しているところでありますとの御答弁でございました。

また、教育課長から、あわせて、福崎町と神河町の場合、やはり子供の絶対数が違うということが一番大きな課題でありまして、公立、私立においても認定こども園にすることができないんだという事情がありますというところでございました。

また、地域交流センターについては、課題として、センターの管理運営状況と課題解決に向けた取り組みについて事業執行状況の報告説明を受けました。特に特筆すべき質疑等については、いろいろ議論ということになるんでございましたが、先般住民アンケートをとられて、それによってある決断をするということでございましたので、それについての御説明ということで、情報センター内部や総務グループ会議において、公設公営、公設民営、民設民営、いずれの……。

○議長（安部 重助君） 委員長、委員長、宮永委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） はい。

○議長（安部 重助君） ちょっと。（「宮永委員長、今は教育課の地域交流センターの

報告です」と呼ぶ者あり)情報センターと違いますので。(「情報センター、今言われる情報センターということで、地域交流センターの報告」と呼ぶ者あり)

○総務文教常任委員会委員長(宮永 肇君) 済みません。ちょっと順番が変わっておりました。

地域交流センターでございます。まず、課題として、先ほど申し上げました管理運営状況と課題解決に向けた取り組みについての説明でございました。それと、事業執行状況の報告説明を受けまして、特筆すべき質疑等は特にございませんでしたが、地産地消とか、定例会ごとにいろいろお話が出るところに関心を持たれて努力をされておるといふ説明でございました。

それと公民館でございますが、課題としては、生涯学習の拠点としての公民館のあるべき姿について、これも定例会ごとにいろいろと議論があるところでございましたが、このたびから神崎公民館、それから中央公民館、交互に行うと、シニアカレッジというふうな名前も変わりましたので、それと、コミュニティーバスでおいでいただくというふうなことで、便宜を考えようというふうなことでございました。ただし、神崎公民館のほうについてはコミュニティーバスが神姫バスの粟賀営業所どまりになりますので、そこから公民館まで歩いていただくというふうなところになっております。

それと給食センターでございますが、課題として、食育、メニューの改善、地産地消等の取り組みについてということで、これもいろいろと議論が出たわけでございますけれども、御担当のところでは、いろいろと子供の食育についての研究というふうなこともなされて、米飯を提供してお米を食べてもらうというふうなことで、そうなりますと地産地消の材料についていろいろと使う機会が多くなりますからというふうなことで、いろいろ研究の成果を報告をしていただいたようなところでございます。ただ、アレルギーとかそういうところでパン食についてもいろいろ制限があるようでございますから、なかなか当事者でしかわからないようないろんな障害といいますか、苦しみといいますか、そういうものがついて回るところでございまして、一人一人の子供の状況なり、その健康状態なりというところを確認しながらメニューをつくっておられるというふうなことでございました。

次に、先ほどちょっと間違えました情報センターでございますが、これについては、住民アンケートをもとに情報センター内部や総務グループ会議において、公設公営、公設民営、民設民営、いずれの形態がよいかを検討を重ね、1月27日の政策調整会議において、今後の管理運営の形態を公設民営とするということで決定をいたしました。当初は民設民営の方向で検討しておられたようでございますが、民設民営では行政施設間の通信経費が多額となり、町財政に与える影響が大きくなるというふうなことで今回の決断に至ったというふうなことでございまして、民設民営では、加入金や利用料などの町民の負担が一番大きくなるというふうなことだそうであります。住民の意向というふうなことにも配慮をしながら決定をしたというふうなことでございます。いずれの形態

でも自主放送に係る経費は必要であり、番組制作、施設管理等も含めて総合的に判断して公設民営の形態を選んだといういきさつでございました。こういうことで御理解のほどをお願いしたいというところでもあります。

次に、総務課であります。課題としては、行政経営の仕組み、これは総合人事管理制度、組織体制強化などの実践と、さらなる充実に向けた取り組み状況について努力をしておるといふようなところでございます。また、行財政改革、最重点取り組み項目の進捗状況についての御報告等もいただいております。長期財政計画、平成44年度までの財政シミュレーションについても、前の定例会、またそれより前の流れで取り組んでいただいておりますといふようなことで、財政については非常に厳しい状況に置かれておるところを何とか努力で解決していきたいといふようなところでございます。

12月定例会の一般質問で指摘がありましたことで、神河町の建設工事入札参加者選定要綱の改正についての説明を受けました。町内にある事業所の形態が整っているか、より厳正に確認する内容に改正されました。これについては住民さんのほうからもいろんな批判が出ておるといふことで、一般質問で出されたわけでございますけれども、果たして税が公平に使われておるのかといふようなところに端を発した課題でございますので、しっかりとやっていただきたいといふようなところでございます。

それから会計課については、課題としては、資金収支計画と公金の出納管理状況について、これも事業執行状況の報告説明を受けました。特に特筆すべき質疑等はございませんでした。毎回非常に詳しい資料を提出されて、わかりやすく御説明をいただいております。

また、税務課については、課題としては、適正、公平な課税の実施と収納率向上への取り組み状況についてといふことで、いろいろと資料についての説明がございました。いろいろと準備万端を整えてやっておるといふような御説明がいろいろと重なっておりますけれども、真面目に取り組んでおられるというのがうかがえるといふことで、頑張ってくださいなといふところでございます。

以上、簡単でございますけれども、御報告いたします。

○議長（安部 重助君） 次に、民生福祉常任委員長、お願いします。

松山議員。

○民生福祉常任委員会委員長（松山 陽子君） 民生福祉常任委員長の松山でございます。閉会中の平成28年2月8日に開催しました民生福祉常任委員会について報告させていただきます。

執行部からは、副町長及び関係課の管理職員の方々の出席のもと事務調査を行いました。詳細については割愛させていただき、重点調査項目に関する説明内容と主な質疑応答を中心に報告させていただきます。

まず、公立神崎総合病院所管について報告いたします。

初めに、27年度12月末までの業務執行状況についての説明を受けました。12月



末までの累計の入院患者数は3万601人で、前年度に比べ約1,800人ふえています。外来患者数は8万6,176人で、前年度に比べ約2,200人減っています。12月末現在の予算執行状況については、事業収益は22億7,077万円、事業費用は23億540万円で、差し引きした純利益はマイナスの3,463万円ではありますが、昨年度の同時期に比べると1億1,274万円のプラスとなっています。

質疑では、繰入金等を5億5,000万円としても赤字決算になる可能性があるとの説明であったが、原因となる部分は何かとの問いに対し、10月ごろまで入院患者数が少なかったのが原因の一つである。しかし、北館改築問題もあることから、コンサルタントの指導も受け、知恵を出し合い、9月後半から先生方の理解も得ながら経営改善に取り組んできた。11月ごろからは入院収益、入院患者もふえ、また、支出を抑える努力により、25年度の収支状況に近づくまでに改善してきている。しかし、昨年赤字も影響して最終での資金不足となる可能性があることから、3月補正で一般会計から5,000万円の繰入金をお願いし、繰入金等の総額が5億5,000万円となるとの回答でした。

次に、医師の確保対策については、医師修学資金制度による第1号の女性医師がこの4月から内科医として着任する予定である。また現在、大阪医科大学から非常勤で精神科医1名、総合内科医1名、循環器科医2名を派遣していただいているが、4月からは循環器科医を1名減らし、総合診療科医が1名来てくださる予定であるとの説明でした。

次に、北館改築については、現在の段階では北館は4階建てとして、1階は訪問看護ステーションなどの地域連携部門に、2階と3階を一般病棟、4階を手術室などとする計画である。しかし、副院長の岩崎先生が退職される後の産婦人科医の確保が困難なことから、産婦人科スペースをつくっていくかどうかは検討中であるとの説明でした。

次に、健康福祉課所管について報告いたします。

地域包括ケアシステム構築の進捗状況については、在宅医療・介護連携推進協議会を立ち上げており、その中の部会においての検討状況や町内の開業医等の懇談会の開催状況の報告を受けました。

介護保険法改正に伴う関係事業の取り組み、検討については、神河町では、平成28年度から生活支援体制整備事業として生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託する予定であること、また、和歌山県の印南町商工会が取り組んでいるささえ愛活動について、神河町商工会の視察に同行したときの状況や、リハビリテーション活動事業についての説明を受けました。

質疑では、町ぐるみ健診申し込みアンケートの中の申し込みをしなかった理由について、受診したくない、またはその他と回答された方への啓発活動や、受診したくない理由の把握も必要であると思うが、何か方策はないのかとの問いに対し、町ぐるみ健診の受診申し込み票の中で、受診したくない理由の記入欄を設けることが可能であれば対応していきたいとの回答でした。そのほか、神崎総合病院北館改築について、町民の健康

や福祉を守るためには病院にどのような機能や施設が必要であるかを、町として、また健康福祉課としての思いや意見を十分に出していただきたい、ぜひともよいものをつくっていただきたいとの多くの意見が出ました。また、障害者施設の整備については、具体的目標を持った前向きな検討を推し進めていただきたいとの意見も出ました。

次に、地域局所管について報告いたします。

質疑では、地域局はこの4月に健康福祉課に統合するとの報告を受けているが、職員配置についての考えはどの問いに対して、住民サービスの低下にならないように、なれている専任職員を窓口3名配置し、健康福祉課の業務も幾らか担当する方向で検討した。また、日曜窓口業務を引き続き行っていくとの回答でした。

次に、住民生活課所管について報告いたします。

クリーンセンターの方向性について、現在、中播北部クリーンセンターの使用期限が平成29年度末までとなっていることから、その後におけるごみ処理をどうするかが大きな課題となっています。この件については、くれさかクリーンセンターへの業務委託について、昨年10月23日付で、くれさか環境事務組合から断りの回答があったことを受け、ほかの施設に委託するにしても、事前に新規に建設をするにしても、今の施設の延長は必要であるとの判断から、福本区に対して、11月4日に福本区長、副区長との懇談をし、12月14日に福本区にクリーンセンターの稼働延長を文書で申し入れ、年明けの1月24日に福本区の臨時総会において説明会を開催したとの報告でした。

また、クリーンセンターと火葬場を管理している中播北部行政事務組合と下水の汚泥とし尿処理場を管理している中播衛生施設事務組合及び障害者施設の運営を行う中播福祉会も含めた分担金の均等割については、神河町は合併後、現在も2町分を出している。しかし、合併後10年を経過したことから、副町長の出席する会議で均等割が1町となるように協議していくとの説明を受けました。

そしてコンポストについては、クリーンセンターの神河町、市川町の分担金に処理費割、重量制が導入されることが決まれば、生ごみゼロを目指すことが町民にメリットとなることから、ことし秋に予定されている集落別の防災無線説明会において、コンポストのモデル検証結果の説明もしていきたいとの説明を受けました。

次に、子育て支援事業について、多子世帯の保育料負担軽減についての説明でした。これにつきましては、先ほどの総務文教常任委員長の説明報告にもありましたとおり、平成28年度から国は所得制限のある中で第1子の年齢制限は撤廃し、第2子は半額、第3子は無料とすることを打ち出されました。これを受け、神河町においては、その所得制限も撤廃する考えであるとの説明を受けました。

質疑では、所得制限も撤廃するとのことだが、どういう議論からそうなったのか、また、その財源はどこから来るのかの問いに対して、地域創生の一環で子供をふやす環境を整えるという考えで、一般財源で措置させていただく予定であるとの回答でした。

民生福祉常任委員会としましては、いろいろな課題のある中で特にクリーンセンター

についての進捗状況に不安を感じていましたが、地元福本区の皆様の真摯なる受けとめに、まずは安堵している状況です。また、病院北館建てかえについては、福祉の町づくりのためにも町民の思いを酌んだものとなるよう、病院と町当局や健康福祉課等のさらなる連携を望んでおります。

以上で民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員長、お願いします。

藤原裕和委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） 1番、藤原でございます。産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

産業建設常任委員会は、去る2月の5日に全体の事務調査をいたしました。また、2月18日には、地域優良賃貸住宅、中村に建設されております中村団地の現地視察をいたしております。また当日、峰山高原の、仮称ですけれども、スキー場というこの部分についての整備についての調査もいたしております。その中で、全体の中で重立ったもののみの報告とさせていただきます。

まず、地域振興課の地域振興係の関係の報告をいたします。

先ほど言いました2月18日、この地域優良賃貸住宅、旧神崎町役場跡地のこの部分の建設につきまして、住宅については一部工事の変更というものがあまして、そういう部分の報告も受けております。この3月10日の完成に向け、今現在、仕上げ中ということ、段階となっております。今回の入居の受け付け状況につきましては、全体では12戸の完成になるわけでございますけれども、17世帯の申し込みがあったということでありまして。去る2月14日の抽せん会を行いまして、この12世帯が入居者が決まったということの報告もされました。

なお、28年度、次の年度でございますけれども、この部分については引き続き建築を予定をいたしました。その内容は、2棟8戸、それと一部公園の整備という部分の内容となっております。

次に、JR長谷駅の利用者の増加を図るため、長谷駅に停車をしない快速列車、この部分の利用による乗り越し費用の補助金、こういう部分の交付要綱が当委員会にも示されました。

それからもう一つは、さらに道の駅という部分についての報告も受けました。内容は、国道312号線の吉富と杉の境にあります大黒茶屋という312号線沿いのこの部分を、兵庫県によりまして、銀の馬車道の道の駅という部分としてこの28年度に整備をされることとなっております。この部分については、この神河町が主体となり県に協力していくというものとなっておりますとの報告であります。

それから商工観光係では、町内の観光施設10施設のこれからのあり方という部分については、今年度、昨年からの保全活用整備計画という部分で大詰めになっておりますけれども、役場内部の調整という部分が残っており、最終的には、この神河町の公共施設

全体の公共施設の総合管理計画とあわせて、これら、これからのあり方という部分の方向性も決めていくということになっております。

それから次に、先ほど少し触れました峰山高原、仮称、スキー場建設の関係においては、当委員会、担当委員会でもありますし、昨年来、昨年の12月4日の委員会で全体の会議、このときは町長も出席をされての委員会でありました。その後、12月11日に、氷ノ山国際スキー場、このところへ行って降雪機等の視察もさせていただきました。また、年が明けて1月21日には神河町議会の全体の全員協議会、この部分、スキー場の関係で協議会を行っております。そしてまた、今回の担当常任委員会、それからまた、この2月の22日の全員協議会、全員協議会を重ねておるんですけども、連続してこのスキー場の建設についての調査を進めております。しかしながら、兵庫県環境審議会の答申という部分がまだ示されておられません。予定ではこの3月の18日に答申がされるということのようであります。また、この建設にかかわる財源確保等の問題についても2カ年となる見通しとの説明や、また、この全体計画の中でも不確定な部分がある中で、いろいろな議員の中、委員の中での質疑もあったんですけども、協議を繰り返しながらこの部分については取り組んでおるところであります。

次に、農林業係の関係では、将来の農業のあり方についての農地保全対策、また安心・安全な農作物、この部分の栽培について、そして特色あるブランド認証、また生産拡大や販売についてなど、担当委員会でも多くの質疑が出たところあります。担当のほうから、できる限りの生産者の理解を得ながら対応していきたい、推進していくとの答弁をいただいております。

次に、地籍課の関係については、特に報告すべきことはございません。

それから上下水道課の関係については、この1月に大変な寒波がありまして、この部分で凍結等で漏水などもあり、担当課職員、何とか対応されたという報告も受けております。

それから、下水道会計の中で報告を少し受けております。3月に起債償還をするために半年定期で保管をしていた1億7,000万円を昨年12月に病院の会計のほうへ貸し出しをしたという、そしてこの部分については、この2月に利息分を含め返還されるということの説明も受けております。

それから、上下水道課の関係についてはいろいろ工事もされておるんですけども、その他の各事業については特に報告すべきことはありません。

最後に、建設課の関係についての報告です。

委員会の中でも各委員よりいろいろ出たんですけども、年度末ということになっております。工事の件数も大変ここ最近多くなっております。そうした中で工事の工期を、昨年もそういう質問もあったんですけども、しっかり守るようという意見も多くの委員の中から出ました。こうした中で、建設課長より、今年度についても3月末という部分の工期内完成、こちら辺で力いっぱい頑張っているとの報告を受けました。

それからもう1点は、町の工事で発生をします建設残土、現在はニガ竹等にそういう部分で残土を持っていっとなですけれども、こちら辺の残土の有効利用を図るというための受け入れの公募要項が示されました。これは28年度から適用になりまして、この28年度に大量の残土が出ると、約6,000立方メートルもの大量の残土が出るという予定でありまして、こういう部分の残土を民間造成地等へ有効に活用を図るという部分でのものとなっております。

以上、簡単な報告となりましたけれども、よろしくお願いをいたします。どうも。

○議長（安部 重助君） それでは、私のほうから、12月定例会以降、閉会中の重立った事項を報告いたします。

12月25日、中播磨地域づくり懇話会が兵庫県姫路総合庁舎で開催され、山名町長と私が出席し、人と地域がつながる元気な中播磨づくりについて、井戸兵庫県知事ほか幹部職員と意見交換を行いました。

1月8日、神河町商工会主催の新年交歓会が開催され、私と各議員が出席しております。

1月10日、神河町成人式が開催され、新成人139人のうち118人が出席し、社会人としての自覚を新たにされました。議会を代表して、神河町のあすを担う青年の門出を祝い、励ましました。

同じく1月10日、姫路市消防出初め式が開催され、松山民生福祉常任委員長に出席していただいております。

1月16日、ひょうご安全の日、中播磨のつどいがグリンデルホールにおいて開催され、私と各議員が出席しております。土砂災害に備える講演とともに、災害時にどのように行動すべきかを考えるクロスロード体験が行われました。

1月29日、県町議会議長会主催の議会広報研究会が神戸で開催され、三谷広報公聴特別委員長ほか各委員と私が出席しております。

2月2日、神崎郡議会議長会主催の全議員研究会を福崎町で開催し、全議員が出席しております。教育委員会の制度改革と福崎町の教育の特色について、高寄福崎町教育長から講演を受けております。

2月3日、県町議会議長会主催の議会運営委員研修会が神戸で開催され、藤原日順議会運営委員長ほか各委員と私が出席しております。

2月4日、神河町子ども・子育て会議が開催され、松山民生福祉常任委員長に出席していただいております。

2月9日、公立神崎総合病院運営委員会が開催され、松山民生福祉常任委員長と私が出席しております。

2月11日、神河町人権啓発講演会が開催され、全議員が出席しております。「いのちつぐ『みとりびと』～被災地・紛争地・在宅看取りの現場から～」と題して、写真家でジャーナリストの國森康弘氏の講演をお聞きし、研修を深めました。

2月12日、元神崎町議会議長、故坂田義明様の叙位を、山名町長と私が訪問し、御家族に伝達いたしております。

同じく2月12日、中播農業共済事務組合議会定例会第1日目が開催され、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。付議事件については、平成28年度農業共済事業会計予算等について提案説明を受けました。

同じく2月12日、中播衛生施設事務組合議会定例会第1日目が開催され、松山民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件については、平成27年度事務組合一般会計補正予算を可決、平成28年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。

2月16日、兵庫県主催の地方行政課題研究会、地域創生トップフォーラムが神戸で開催され、私が出席しております。活力ある地域創生を目指した講演と、神戸市の副市長、高砂市、加西市、淡路市の市長から、先進的な地域創生の取り組み事例の発表が行われました。

2月17日、県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しております。平成27年度一般会計補正予算、平成28年度事業計画及び一般会計予算等について審議し、可決しております。引き続き、県町議会議長会評議員会議が開催され、平成27年度補正予算を了承し、平成28年度事業計画及び予算について決定しております。

2月19日、県町監査委員協議会定期総会が神戸で開催され、清瀬代表監査委員と山下監査委員が出席されております。

2月23日、中播北部行政事務組合議会定例会第1日目が開催され、藤森副議長、松山民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件については、平成27年度事務組合一般会計補正予算を可決し、平成28年度事務組合一般会計予算について提案説明を受けました。

なお、各事務組合議会の議案等につきましては、議員控室において閲覧できるようにしておりますので、ごらんください。

2月24日、元神河町議会議員、友政やつの様の高齢者叙勲伝達式が役場本庁舎で行われ、山名町長と私が立ち会いをし、岡本兵庫県中播磨県民センター長から、勲記、勲章が伝達されました。

2月26日、町国民健康保険運営協議会が開催され、松山民生福祉常任委員長に出席していただいております。

2月27日、生野高等学校卒業式が開催され、私が出席しております。

なお、閉会中に受理した陳情書につきましては、その写しをお手元に配付しておりますので御確認ください。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、1月14日に第45号を発行し、1月25日に各区長様に配布しております。

以上で、閉会中の重立った事項についてを報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時20分といたします。

午前10時05分休憩

午前10時20分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

各課資料の差し替え等はもう十分できてますか、各課よろしいですか。

それでは、これより議案の審議に入ります。

---

#### 日程第4 諮問第1号

○議長（安部 重助君） 日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

諮問第1号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 諮問第1号の提案理由について御説明申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。平成25年から人権擁護委員をお務めいただいております大江匡祥様が平成28年6月30日をもって任期満了となります。再任をお願いいたしましたが、お仕事上の都合でやむなく退任されることになりました。これまでの御功績に対しまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

さて、大江様の後任として今回推薦させていただきます竹國民代様は、人権に対する識見が高く、地域の方の信頼も大変厚く、人権擁護の高い資質をお持ちの方でございますので、このたび法務大臣に対し推薦させていただくに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をお聞きしたく諮問するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきまして住民生活課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課、吉岡でございます。人権擁護委員の推薦につきまして説明いたします。

まず、人権擁護委員は、人権擁護委員法に市町村の単位に置くものと義務づけられております。この法律の1条には、目的として、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るためとされ、第2条では、委員の使命として、基本的人権の侵犯に対し、監視、救済、速やか適切な処置をもって自由人権思想の普及高揚に努めるとされ、第6条、委員の推薦及び委嘱では、法務大臣が委嘱し、町長が議会の意見を聞いて候補者を

推薦するとされ、第9条、委員の任期は3年とされています。

推薦をします竹国民代様は、現在58歳で、神崎保育園に昭和58年から平成25年までの30年間の長きにわたり奉職され、児童福祉分野において精通されている方です。性格も温厚で、地域住民からの信頼も厚く、かつ人権感覚についても高い資質をお持ちです。よって、人権擁護委員に適任であると認め、推薦します。

なお、経歴等を添付いたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

諮問第1号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

ここでお諮りいたします。諮問第1号、被推薦者、竹国民代氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、議会としても適任者であるとの意見を提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、竹国民代氏は適任者であるとの意見を提出することに決定しました。

---

#### 日程第5 第1号議案及び第2号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第1号議案、神河町行政不服審査会条例制定の件及び第2号議案、神河町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例制定の件を議題といたします。

上程2議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第1号議案及び第2号議案の提案理由並びに内容について、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

本議案は、神河町行政不服審査会条例制定の件及び神河町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例制定の件についてでございます。

行政不服審査法は、昭和37年の制定以来、50年以上実質的な法改正がありませんでしたが、平成5年の行政手続法の制定や平成16年の行政事件訴訟法の改正など、会計法、制度の整備及び拡充を踏まえ時代に即した見直しを実施すべく、平成26年3月に関連法案とともに改正法が国会に提出され、同年6月に成立、公布されました。

改正点は、審理員による審理手続の導入、第三者機関への諮問手続の導入、審査請求



期間の延長、現行60日を3カ月に延長、提出書類等の謄写など多岐にわたります。不服申し立ての裁決については、有権者から成る第三者機関が点検をすることとなっており、当町において審査会を設置し、提出書類等の謄写についてその手数料を定めるため条例を制定するものです。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。第1号議案並びに第2号議案の詳細について説明をさせていただきます。

まず、第1号議案でございます。先ほど町長の提案説明で申し上げましたとおり、改正行政不服審査法は平成26年3月に関連法案とともに改正案が国会に提出され、同年6月に成立、公布されました。

改正行政不服審査法の概要としましては、まず、公正性の向上が上げられます。第1に、審理において、職員のうち処分に関与しない者が両者の主張を公正に審理することになりました。改正前の制度では、不服申し立ての審理を行う者について法律に規定がなく、処分関係者が審理を行うことがあり得ましたが、改正後の制度では、処分に関与しない者が審理を行うことで公正性の向上を図ります。第2に、裁決について、有識者から成る第三者機関が点検を行うことになりました。第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の公正性の向上を図ります。第3に、審理手続における審査請求人の権利が拡充されました。証拠書類の謄写、コピーです、口頭意見陳述における処分庁への質問など新たな仕組みを設け、審査請求人の権利の拡充をすることで審理の公正性の向上を図ります。

続きまして、不服申し立て制度の使いやすさの向上が上げられます。不服申し立てをすることができる期間を60日から3カ月に延長し、不服申し立ての手続を審査請求に一元化、不服申し立て前置きの見直しが行われました。行政の処分不服がある場合に、不服申し立てをするか、直ちに主訴、訴えを起こすかについては国民が選択できることが原則ですが、不服申し立てに対する裁決を得た後でなければ訴えができない旨を定める法律が96法律ありました。今回の行政不服審査制度の見直しにより、その96法律中68法律において不服申し立て前置きの廃止、縮小が行われました。

このように、改正行政不服審査法の改正点は、審理員による審理手続の導入、第三者機関への諮問手続の導入、審査請求期間の延長、提出書類等の謄写、コピーなど多岐にわたります。本条例案は、その規定、上位法に基づいて、当町において第三者機関たる神河町行政不服審査会を設置するものでございます。

それでは、本条例案を順に御説明申し上げます。

第1条は、当町において非常設の審査会を置くことを規定しております。

続きまして、第2条は、審査会の所掌事務を規定しております。

続きまして、第3条は、審査会の委員数を規定しております。審査会の委員は、3名以内をもって組織することとしております。

続きまして、第4条は、委員の委嘱について規定しております。非常設の委員会でありますので、第2項において、委嘱期間は委嘱の日から調査審議が終了した日までとしております。

続きまして、第5条は、委員の守秘義務について規定しております。

続きまして、第6条は、審査会における会長の選任、所掌事務等について規定しております。

続きまして、第7条は、審査会の庶務担当について規定しております。庶務は総務課において行うこととしております。

第8条は、他例規等への委任事項について規定しております。

附則をごらんになっていただきたいと思います。附則は、この条例は28年4月1日から施行するということです。2項として、準備行為、第4条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日の前においても同項の規定の例によりすることができるということで、施行前から準備をすることができるということで、突然の訴え、不服申し立てに対応できる準備をしております。

続きまして、第2号議案です。

これにつきましては、本条の案を順に説明をさせていただきますが、第1条は、条例の趣旨を規定しております。

第2条及び第3条は、書類等の写し等の交付に係る手数料の額を規定しております。行政不服審査法第38条第1項及び同法第81条第3項において準用する同法第78条第1項により、審査請求人等は審理員または審査会へ書類等の写し等の請求を行うことと規定されており、その手数料の額を別表において定めております。

続きまして、第4条は、手数料の減免について規定しております。第1項において、免除または手数料を減額する場合は、2,000円を上限として減額できる旨を規定しております。第2項及び第3項においては、減免の手続について規定しております。第4項においては、審理員を指名せずに審査会等で審理を行う場合の手数料の減免決定者の読みかえを、第5項においては、神河町行政不服審査会が減免決定者である場合の読みかえを規定しております。

最後に、附則ですが、この条例は平成28年4月1日から施行するということにしております。

以上、本条例案につきまして詳細を御説明させていただきました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

---

日程第6 第3号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第3号議案、神河町かみかわ桜の山桜華園条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第3号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町かみかわ桜の山桜華園条例制定の件でございます。

桜華園は平成8年に開園しましたが、開園当初から設置条例が制定されておりました。議会から御意見をいただきましたことを踏まえ、このたび県の御指導をいただきながら、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、神河町かみかわ桜の山桜華園条例を制定するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきまして地域振興課観光振興特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課観光振興特命参事の山下でございます。桜華園につきましては、かねてより議会監査委員からも指摘を受け、これまでの経緯等を調べましたが、竹下総理のときのふるさと創生事業、1988年から1989年を活用し、平成3年から植えつけを始め、平成8年に開園をされています。

残っている資料といたしましては、平成2年7月17日の当時の吉田町長から粟賀財産区議会議長及び東柏尾区区長へ提出された、かんざき桜の名園づくり用地提供についてお願い文書、また平成2年9月17日付で、粟賀財産区管理者の吉田町長と、東柏尾区区長、吉田町長との間で交わされた土地無償貸し付け契約があります。面積につきましては約15ヘクタール、海拔160メートルから260メートルとなっております。品種は240種、本数は約3,000本としています。ただし、立ち枯れ、自然発芽、補植等が繰り返されてきたことで、過去に正確な位置や本数をデータ化しようと試みたと聞いておりますが、経費がかかり過ぎるとのことで実施されずにきております。また、オーナー制度は平成2年度から平成25年度まで1本1万円で実施されてきましたが、26年度以降は募集しておりません。

今まで条例、規則が整備されてなかった理由につきましては、いろいろと調べようとしたが、当時の詳しい事情を知る者がいなかったのが実情でございます。しかしながら、兵庫県の行政係とも相談させていただき、施設管理を明確にするため、このたびの条例を整備するものでございます。

お手元の第3号議案によりますところですが、この部分については他の施設と同様の内容といたしております。設置、それから名称及び位置について、それから第3条については事業の内容、それから第4条につきましては指定管理者による管理について、それから第5条につきましては開園時間及び開園日、それから第7条、利用料金、第8条、利用料金の減免、それから第9条、利用許可の取り消し、第10条、原状回復の義務、第11条、委任。附則について、平成28年4月1日から施行すると。別表につきましては、利用料金について記載しております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

---

#### 日程第7 第4号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第4号議案、神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第4号議案の提案理由を説明申し上げます。

本議案は、神河町課設置条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

内容としましては、1つ目は、課の業務を効率的に行うため、地域局を廃止し、これまで地域局で行ってきた業務を健康福祉課として行うための改正でございます。2つ目としまして、これまで総務課の一部として地域創生総合戦略を計画してまいりましたが、いよいよ28年度から本格実施を迎えるに当たり、一つの課として独立させ、積極的に進めていく覚悟でこのたび新たな、ひと・まち・みらい課を設置するための改正案でございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては総務課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。第4号議案の詳細について説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんください。第1条で、改正前に、現在当町で設置している10課が記載されております。改正後では、上から6番目に新しく、「ひと・まち・みらい課」を挿入し、改正前の一番下にある「地域局」を削除いたします。これにより1減1増で増減なしの10課となります。このほかに病院、議会事務局、教育課ということで、13部局ということになろうかと思えます。

課の統廃合につきましては、平成18年に策定いたしました第1次神河町行財政改革

大綱に基づき、合併時ありました18部局を約半数程度に統廃合することを目的として、平成20年1月に合併後初めてとなる見直し、4減1増の15部局とグループ制の導入を行い、その後22年には政策調整課を総務課に統合、1減の14部局、25年度には財政課を総務課に統合、1減の13部局とし、簡素で効率的な行政運営を推進しております。

今回の改正では、行財政改革大綱により課題の一つとなっておりました地域局と健康福祉課の統合につきましては、これまで約2年間、住民サービスを低下させることなくどのように統廃合するかをテーマに、関係職員による検討会議で方向性を定め、集落別懇談会で住民の皆様にご理解を求めるとともに、区長会でも状況説明をさせていただいております。

その結果、お手元に配付させていただきました本日配付資料ですが、第4号議案の参考資料をごらんになっていただきたいと思います。図の一番下のとおり、これまで地域局で取り扱っておりました、番号でいいますと20番、自動車臨時運行許可に関する事、21番、資源ごみ回収申請受け付けに関する事、22番、犬の登録及び狂犬病予防注射済み証の交付に関する事を、それぞれ本庁の担当課のみで取り扱うこととし、その他1番から19番までの業務とともに健康福祉課と統合をいたします。今回、本庁のみの取り扱いとさせていただきました3業務につきましては、その対象者がほとんど事業者の方であり、また、住民の方の利用は極めて頻度が少ない事務とさせていただいておりますので、ほぼ住民サービスの低下にはつながらないものと考えております。

健康福祉課と統合することのメリットとしましては、やはりスケールメリットであります。少人数の課で体調不良などによる急な休暇が重なることも懸案事項となりますが、特殊な知識を必要とするものは別ですが、対応できる職員が多くなることで住民サービスの安定的提供にもつながるものと考えます。また、一度に大量の業務をこなさなければならぬといったような状況のときには、何といたってもマンパワーが必要です。これまで助け合ってきておりますが、同じ課とすることでさらにそのメリットが拡大するものと考えております。

今回改正のもう一つである、ひと・まち・みらい課につきましては、町長の提案説明のとおり、平成28年度は本年度策定いたしました地域創生総合戦略に本格的に取り組んでいく年であります。この総合戦略を確実に推進するためには課を超えた連携が必要なのはもちろんですが、その核となる課が必要不可欠です。お手元に配付させていただきました資料のとおり、当町の一番の課題である人口に関するものとして、住民生活課が担当しております2番、結婚相談事業に関する事と、地域振興課が担当しております3番、空き家活用に関する事、そして今年度、総務課として担当しておりました地域創生そのものである1番、地方創生の計画及び総合調整に関する事、それに加え、4番、地域創生総合戦略に関する事を担当する課として新設いたします。

課の名称につきましては、担当業務がイメージしやすく対外的にもインパクトのある

ものとして、平仮名を使い、ひと・まち・みらい課としました。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

---

## 日程第8 第5号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第5号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第5号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件についてでございます。

第1号及び第2号議案で御説明させていただいたとおり、行政不服審査法は平成26年3月に関連法案とともに改正案が国会に提出され、同年6月に成立、公布されました。

改正行政不服審査法の概要としましては、まず、公正性の向上が上げられます。審理において、職員のうち処分に関与しない者、審理員が両者の主張を公正に審理することとなり、その裁決については有識者から成る第三者機関が点検を行うこととなりました。また、不服申し立てをすることができる期間を60日から3カ月に延長し、不服申し立ての手続を審査請求に一元化、不服申し立て前置の見直しが行われました。

このように、改正行政不服審査法の改正点は、審理員による審理手続の導入、第三者機関への諮問手続の導入、審査請求期間の延長、提出書類等の謄写など多岐にわたります。本議案は、当町において改正行政不服審査法が求める必要な措置について、神河町行政手続条例、神河町情報公開条例、神河町個人情報保護条例、神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例、神河町固定資産評価審査委員会条例及び神河町土地改良事業分担金徴収条例の改正を行うものであります。

以上が提案の理由及び内容でございます。

詳細につきましては総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。第5号議案の詳細について御説明を申し上げます。

先ほど町長の提案説明で申し上げましたとおり、改正行政不服審査法が公布されたことによりまして、それに基づく整備以外の所要の改正も同時に行うということでございます。

それでは、本条例案を順に御説明を申し上げます。

整備条例第1条は、神河町行政手続条例の一部改正についてでございます。第1に、第3条第10号において、行政不服審査法の改正により不服申し立ての手續が審査請求に一本化されることによる文言の整理を行います。第2に、19条第2項第4号においては、例規上の表現方法を若干変更しております。

続きまして、整備条例第2条は、神河町情報公開条例の一部改正についてでございます。まず第1に、目次、第3章、第19条、第21条、第22条、第24条から第26条まで、第29条及び第30条における改正ですが、行政不服審査法の改正による文言の整理を行うものでございます。第2に、第15条の改正ですが、第19条を新設し第20条を削ったことによる条ずれを整理するものでございます。第3に、新たに新設された第19条の規定ですが、神河町情報公開条例に基づく開示決定等に対して不服申し立てを行う場合、審理員の指名をせず審査庁において審理を行う旨の行政不服審査法の適用除外規定を設けるものでございます。第4に、第19条改め第20条に新設された第2項及び第3項の規定ですが、行政不服審査法の規定により、審査会へ弁明書を添えて諮問し、諮問した旨を審査請求人等へ通知する旨の規定を設けるものでございます。第5に、第27条の改正ですが、審査会が審査請求人等から意見書または資料の提出があった場合の手續について規定をするものでございます。

続きまして、整備条例第3条は、神河町個人情報保護条例の一部改正についてでございます。まず第1に、第32条及び33条における改正ですが、行政不服審査法の改正による文言の整理を行うものであります。第2に、18条の改正ですが、第27条を新設し第28条を削ったことによる条ずれを整理するものでございます。第3に、新たに新設された第27条の規定ですが、神河町個人情報保護条例に基づく開示決定等に対して不服申し立てを行う場合、審理員の指名をせず審査庁において審理を行う旨の行政不服審査法の適用除外規定を設けるものでございます。第4に、第27条改め第28条の改正ですが、同条第1項においては、行政不服審査法の改正による文言の整理とともに、審査請求があった場合の審査会への諮問について除外規定を設けるものでございます。同条第2項及び第3項においては、行政不服審査法の規定により、審査会へ弁明書を添えて諮問し、諮問した旨を審査請求人等へ通知する旨の規定を設けるものでございます。

続きまして、整備条例第4条は、神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。この改正は、別表において、第1号議案で条例案を上程しております行政不服審査会における報酬を定め、また、心身障害児就学指導委員会の名称が教育支援委員会に変更される旨の規定を定めるものであります。

続きまして、条例第5条は、固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございます。まず、第4条の改正ですが、第2項において、委員会へ審査の申し出を行う際

の記載事項が追加になり、第3項において、その添付書類において行政不服審査法施行令第3条第1項に定める書面を添付するよう定め、第6項において、審査申し出人の代表者等がその資格を失った際の手続を定めるものであります。次に、第6条の改正ですが、第2項にて、弁明書を、電子情報処理組織、コンピューターシステムにおいて、電子媒体、データにて提出することも可能とする規定を定め、第3項においては、弁明書の副本を審査申し出人へ送付しなくても可能な場合の除外規定を削除し、第5項においては、審査申し出人から反論書の提出があった場合の手続を規定するものでございます。次に、第10条の改正ですが、行政不服審査法に基づく手数料の規定を定めるものでございます。次に、第10条改め第11条及び第12条改め第13条から第14条改め第15条までの改正ですが、新たに第10条を新設したことによる条ずれを整理するものでございます。次に、第11条改め第12条の改正ですが、審査の決定の際の記載事項及び手続について定めるものでございます。

続きまして、整備条例第6条は、神河町土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてでございます。第3条の改正ですが、改正行政不服審査法に規定する審査請求が可能な期間の変更及び文言の整理を行い、また、不服申し立ての手続において異議の申し立てが廃止されたことにより、第2項を削るものでございます。

この条例は平成28年4月1日から施行するということで提案をさせていただいております。

以上、詳細について説明をさせていただきました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

---

#### 日程第9 第6号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第6号議案、神河町税条例及び神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第6号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町税条例及び神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

改正の理由は、地方税法の一部を改正する法律が制定されたことによる町税条例の一部改正、及び平成28年度与党税制改正大綱において一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことによる町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例が国から示されたことに伴い、神河町税条例及び神河町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。



詳細につきましては税務課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第6号議案の説明をさせていただきます。

先ほど町長も申しましたが、今回の神河町税条例の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が制定されたことによる町税条例の一部改正、及び平成28年度与党税制改正大綱において一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことによる町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例が総務省より示されたことに伴い改正するものでございまして、主な改正としましては、町税の徴収猶予及び換価の猶予に関するものと、平成28年1月1日施行の番号法に関する改正条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページをお願いいたします。第1条による改正といたしまして、町税条例の改正でございます。

まず、第8条につきましては、町が徴収する徴収金の猶予をする場合の分割納付について定めたものでございまして、その納付の方法や地方税法で定めた猶予期間を延長した場合の納付の方法について定めたものでございます。ちなみに猶予期間はその徴収金の納期限から1年間でございまして、延長については、その猶予期間と合わせて2年を超えることができないと地方税法では定めてございます。

次に、新旧対照表の2ページをお願いいたします。第9条につきましては、町が徴収する徴収金の猶予を申請する場合、または徴収を猶予する期間の延長を申請する場合の申請書の記載事項及び添付書類について定めたものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。第10条につきましては、地方税法に定める徴収の猶予の取り消し事由である、徴収の猶予をしたそれ以外の徴収金を滞納した場合の債権について定めておりまして、具体的には後期高齢者医療保険料、それから介護保険料等を滞納した場合を定めたものとしてございます。

次に、第11条につきましては、職権による換価の猶予をする場合、または換価の猶予の期間を延長する場合に提供を求める書類について定めており、徴収の猶予の規定を準用しております。

次に、5ページをお願いいたします。第12条につきましては、申請による換価の猶予を申請する場合、または換価を猶予する期間の延長を申請する場合の申請書の記載事項及び添付書類について定めたものでございます。

第13条につきましては、徴収の猶予及び換価の猶予をする場合に担保を徴する必要がない場合を定めております。

次に、6ページでございます。第18条及び第23条第3項につきましては、法律の

改正にあわせて文言を同様に改めたものでございます。

次に、第51条第2項第1号及び7ページの第139条の3第2項第1号につきましては、昨年12月議会において改正を行いました番号法に係るところの改正のうち、町民税及び特別土地保有税に係る減免申請を行う際に個人番号を記載するとしておりました部分を削除するとの改正でございます。

また、8ページの第2条関係、国民健康保険税条例第25条につきましても同様の改正でございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、ただし、第1条中第8条から第13条まで、第18条及び第23条第2項の改正規定は、平成28年4月1日から施行いたします。第1条による改正後の町税条例第51条第2項第1号、第139条の3第2項第1号及び第2条による改正後の国民健康保険税条例の規定につきましては、平成28年1月1日から適用といたします。

今回の改正につきまして、別紙改正概要を最終ページにつけさせていただいておりますので参考としていただきたいと思います。

以上、第6号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

---

#### 日程第10 第7号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第7号議案、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第7号議案の提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

第1条、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員法、昭和25年法律第261号の改正により、第24条第2項が削除されました。同法第24条は、職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならぬとされ、同条第2項で、前項の規定の趣旨はできるだけ速やかに達成されなければならぬとされています。その第2項が廃止されたことにより、以降の項が順次ずれてまいりました。その影響を受け、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例中第24条第6項を準用していたものが第5項にずれたことを受け、改正するものでございます。

また、第3条では、地方公務員法、昭和25年法律第261号の改正により、第24条第2項が削除されました。同法第24条は、職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならないとされ、同条第2項で、前項の規定の趣旨はできるだけ速やかに達成されなければならないとされています。その第2項が廃止されたことにより、以降の項が順次ずれてまいります。その影響で、第1条により、神河町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例中第24条第6項を準用していたものが第5項にずれたことを受け、改正するものでございます。

あわせて、職員の給与に関する条例の附則中、住居手当の持ち家に対する手当を廃止することにより給与条例附則が削除されるため、附則の項がずれてまいります。その項ずれに対応するものでございます。2条では、1条の後段で申し上げましたことと同様に、給与条例附則を削除したことによる附則第18項が17項に改めたことに対する改正でございます。第3条では、1条の前段で申し上げましたことと同様に、地方公務員法の改正により第24条第2項が廃止されたことの結果、第24条第6項を準用していたものが第5項にずれたことに対する改正でございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

---

#### 日程第11 第8号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第8号議案、神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第8号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年1月22日付で公布され、平成28年4月1日から施行されます。今回の改正は、労働者災害補償保険法による年金たる保険給付と同一の事由により厚生年金保険法による年金たる給付が支給される場合に、労災年金に乗ずる調整率が変更となったため、地方公務員災害補償法施行令においても改正が行われています。それに伴い、当町においても条例において調整率の改正を行うものでございます。また、改正行政不服審査法の改正により、用語の改正についてもあわせて行うものでございます。

以上が提案の理由及び内容でございます。

詳細につきましては総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。第8号議案の詳細について御説明を申し上げます。

ただいま町長の提案のとおり、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行において、地方公務員災害補償法による傷病補償年金または休業補償と同一の理由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.86から0.88に改正されます。また、その改正に伴い、警察官、消防吏員等、生命または身体に対する高度の危険が予測される公務において災害を受けた場合の調整率を0.91から0.92に、傷病等の等級が第1級、第2級の場合はそれぞれ0.90から0.91、0.90から0.92に改正されます。この上位法の改正に伴い、当町においても、第1条により神河町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、第2条により神河町消防団員等公務災害補償条例について調整率の改正を行うものでございます。

なお、行政不服審査法改正による不服申し立ての区分が審査請求に一本化されたことに伴う文言の改正、異議申し立てを審査請求に変更につきましても、同時に改正を行うものでございます。

なお、この条例は平成28年4月1日から施行するとしまして、附則の第2項、第3項におきましては、それぞれ経過措置を定めております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

---

## 日程第12 第9号議案及び第10号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第9号議案、神河町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び第10号議案、旧神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程2議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第9号議案及び第10号議案の提案理由及び内容について、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

本議案は、神河町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例制定の件及び旧神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例制定の件についてでございます。

この改正は、去る2月3日に開かれた特別職報酬等審議会の答申に基づき提案するものです。その答申の要点としましては、報酬月額については今年度は改定を行わない。期末手当については、県下の12町の期末手当の支給状況も踏まえ、人事院勧告による一般職の改定に準じ、0.1カ月引き上げ年間4.15月とすることとするというもので、その内容に沿った形で改正を提案しております。

改正の内容は、期末手当の引き上げを行うものでございまして、6月の期末手当を現行100分の197.5から100分の202.5へ、また12月期末手当について、現行100分の207.5から100分の212.5へと引き上げる改正でございます。昨年から自主的な減額を行っている一般職員の給与の総合的見直しに準じた措置については自主判断としますという答申であったため、今回の提案も、1年間に限り報酬月額を100分の98を乗じた額とすることを継続する内容で御提案申し上げるものでございます。

なお、この条例は「旧神河町教育長の」となっていますが、平成27年3月定例会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことによる神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例が既に廃止されたことにより、旧神河町教育長となっておりますことを申し添えます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

---

### 日程第13 第11号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第11号議案、神河町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第11号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

まずは、本年度の人事院勧告に関連する改正でございます。主に3点の改正でございます。

1点目は、俸給表の改正についてです。職員の給与決定につきましては、地方公務員法第24条第3項の均衡の原則に基づき、国家公務員を基本とし、兵庫県及び県下各市町の状況と町の状況を総合的に勘案し、改定の判断をしているところであり、このたびの改正についても人事院勧告を受け、兵庫県の状況、県下各市町の状況と神河町の状況を照らし合わせ、改定を行うものでございます。そこで、行政職給料表においては、本

年度の人事院の勧告で初任給が民間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行います。そのほか、高齢層においては官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、1,100円の引き上げを基本に改定を行うものです。そのほか医療職の俸給表については、行政職との均衡を基本に3,200円から1,100円程度の改定を行います。また、技能労務職の給料表についても、行政職との均衡を基本に2,500円から1,100円程度の改定を行います。

2点目は、全ての職員に関連する勤勉手当の支給率の改定でございます。勤勉手当については昨年の人事院勧告でも改定されましたが、昨年につき、今年度の勧告でも年間支給月数を0.1月の引き上げ内容の勧告がありました。その勧告を踏まえ、年間支給月数を1.5月から1.6月に引き上げる改正でございます。

3点目は、単身赴任手当の基礎額、距離区分における加算額を引き上げるものでございます。単身赴任手当については昨年の人事院勧告でも改定が勧告されましたが、段階的に引き上げることとされており、ことしも引き続き改定がされました。改定内容は、単身赴任手当の基礎額が2万6,000円を3万円に引き上げます。また距離区分における加算額は、最大で5万8,000円のランクが7万円に、1万2,000円の引き上げになります。

人事院勧告に関する改定は以上でございますが、次に、住居手当に関する改定でございます。お約束をしておりましたとおり、住居手当のうち持ち家に関する手当の廃止についての提案でございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。それでは、第11号議案の詳細について御説明を申し上げます。

人事院勧告の重立った内容につきましては、本日配付をさせていただきました第11号議案の参考資料のほうで御確認をいただきたいと思います。こちらのほうに重立った部分を掲載させていただいております。

それでは、私のほうの説明は、新旧対照表をごらんになっていただきながら説明を進めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、第1条による改正では、神河町職員の給与に関する条例第32条に規定されております勤勉手当について、本年度の人事院の勧告を受け、平成27年度の支給月数を、第1号の再任用職員以外の職員について100分の75を6月は100分の75のまま据え置き、12月を100分の85に引き上げ、第2号の再任用職員については100分の35を6月は100分の35月のまま据え置き、12月を100分の40に引き上

げるものです。

附則 21号は、給料表 6 級適用者のうち 55 歳を超える者に対する 1.5% の減額に関する規定で、100 分の 1.125 を 6 月は 100 分の 1.125 月のまま据え置き、12 月を 100 分の 1.275 に引き上げるものです。また、1.5% を減額すると給料表 6 級の最低号給に達しない場合は減額せず、100 分の 75 を 6 月は 100 分の 75 のまま据え置き、12 月を 100 分の 85 に引き上げるものです。

新旧対照表の 2 ページをごらんください。2 ページからの別表第 1 につきましては、行政職給料表で一般行政職に適用されるもの、7 ページからの別表第 2 は、医療職の給料表（一）で医師に適用されるものです。10 ページからの別表第 3 につきましては、医療職給料表（二）で薬剤師などの医療技術職に適用されるものです。15 ページからの別表第 4 につきましては、医療職給料表（三）で看護職に適用されるもので、ごらんのとおりの改正となります。

別表 1 の行政職給料表では、1 級の初任給を 2,500 円引き上げ、それにあわせ初任の級付近も 2,500 円の引き上げを行い、以降、順次引き上げ額が少なくなり、高齢層においては 1,100 円の引き上げにとどまるという国家公務員同様の改定になっております。次の別表第 2 の医療職給料表（一）では、行政職と考え方は同じで、初任給を 3,200 円の引き上げを行い、以降、順次引き上げ額を少なくし、高齢層では 1,100 円の引き上げとなっています。次の別表第 3 の医療職給料表（二）では、さきの給料表と同じ考え方で、初任給を 2,600 円引き上げ、以降、順次引き上げ額を少なくし、高齢層では 1,100 円の引き上げにとどまっております。次の別表第 4 の医療職給料表（三）では、これも同様の考え方で、初任給を 2,800 円の引き上げを行い、以降、順次引き上げ額を少なくし、高齢層では 1,100 円の引き上げるにとどまる改定でございます。

あわせて、条例ではございませんが、参考としてつけさせていただいております技能労務職給料表についても同じ考え方で改定を行っております。

次に、22 ページからの第 2 条による改正をごらんください。第 1 条は、上位法である地方公務員法の改正により項ずれが起きておりました、第 6 項を第 5 項に改めるものです。次に、第 18 条は、住居手当のうち第 1 項第 2 号の持ち家手当を削除し、同条第 2 項で持ち家に関する前項第 2 号を引用している文言等を削除するとともに、単身赴任者の住居手当について第 3 号を新設するものであります。なお、この第 3 号の新設につきましては、以前の改正漏れであり、この機会に是正をさせていただくものであります。次に、第 29 条の期末手当につきましては、持ち家手当を廃止した関係で附則が 1 項なくなりましたので、以降の項について項ずれを起こしておりますので、項ずれを訂正する改正であります。次に、31 条でございますが、これは上位法である行政不服審査法が昨年改正されたため、関係条項の改正を行うものでございます。次に、32 条の勤勉手当につきましては、持ち家手当に関する附則第 11 号を削除したため附則の項ずれに

対応するものと、平成25年の地方公務員法の改正に伴う人事評価制度導入による文言の改正になります。同じく32条第2項では、勤勉手当の支給月数が、平成28年度以降については、6月、12月の支給月数を100分の80に改正するものです。また、再任用職員も同様に100分の37.5に改正を行うものです。これらの改正は、平成28年度からの適用となるものに対し、先ほど1条の改定は、平成27年4月にさかのぼる改定でありますので、2段階での改定となっております。また、同じく第32条第3項については、項ずれの訂正でございます。

次の附則につきましては、11項のところでは住居手当の持ち家手当に関する条項を削除しております。その影響を受け、以降の附則が全て繰り上がってまいりますので、その改正です。あわせて、附則文の中に附則を示す条文で項ずれを起こしているものの改正となっております。附則の20項につきましては、6級で55歳以上の職員については1.5%削減を行っている関係で、勤勉手当支給率が改正されていることを受けての率の改正となっております。

次に、27ページからの第3条、28ページからの第4条、30ページからの第5条による改正につきましては、先ほどの改正と同様に、附則文の中に附則を示す条文で項ずれを起こしているものの改正となっております。

次に、31ページからの第6条による改正につきましては住居手当に関連する改正でございます。東日本大震災復興に伴う派遣職員に対する住居手当のうち持ち家手当の支給に関するものですので、持ち家手当を廃止することにより本附則を廃止するものがございます。

次に、32ページの第7条による改正につきましては、先ほどの改正と同様に、附則文の中に附則を示す条文で項ずれを起こしているものの改正となっております。

次に、同じく32ページの第8条による改正につきましては、第3項については項ずれを訂正する改正、第7項については単身赴任手当の改正に関するもので、昨年の人事院勧告で単身赴任手当の改正があり、2万3,000円から3万円へ改定がされましたが、参考資料としてつけております神河町職員の給与に関する規則の第4条の附則で示されているとおり段階的に改定するとして、30年3月31日までは2万6,000円の改定となっておりますが、それが今年度の勧告により28年3月31日までと改正され、4月からは本則に沿った3万円の改定となります。同じく単身赴任手当の距離加算についてですが、条例にはございませんが、神河町職員の給与に関する規則の一部を改正する規則第1条中、本則の第63条の4第3項において、距離による区分により2,000円から最高1万2,000円の引き上げが行われております。また、同じく規則の一部を改正する規則第1条中、本則第83条においては、上位法である行政不服審査法の改正により、不服申し立てが審査請求という文言に改正をするものがございます。

最後に、改正条例、17ページの附則をごらんください。附則第1号では、この条例は公布の日から施行し、第2条から8条までは平成28年4月1日から施行いたします。



附則 2 項では、第 1 条の規定による改正後の神河町職員の給与に関する条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用いたします。これらの規定により、第 1 条に規定されている 6 月と 12 月で支給月数の違う勤勉手当は平成 27 年度限りの取り扱いとなります。附則第 3 項では、27 年度に既に支給された給料及び勤勉手当は改正後の内払いとし、今後差額を支給することとなっていきます。

以上が改正内容でございますが、次のページからは、神河町職員給与に関する規則の一部を改正する規則と技能労務職の給与等に関する規則の一部を改正する規則を本改正条例と同様に改正するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第 3 日目以降に行いますので、御了承願います。

---

#### 日程第 14 第 12 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 14、第 12 号議案、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 12 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町消防団条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

改正の理由につきましては、昨年 9 月 1 日、神河町議会において議決いただきました神河町消防団条例の一部を改正する条例において、議決後に改正の内容漏れが判明しましたので、再度、神河町消防団条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては住民生活課防災特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。初めに、おわび申し上げます。昨年 9 月 1 日に議決いただきました神河町消防団条例の一部を改正する条例において、議決後に改正の内容漏れが 2 つ判明いたしました。まことに申しわけありませんでした。今後このようなことがないように事務を進めてまいります。

それでは、第 12 号議案の詳細につきまして説明させていただきます。新旧対照表をごらんください。

1 つ目は、消防団員定員の改正漏れでございます。本則第 3 条でございます。平成 27 年 7 月 23 日開催の消防審議会において、組織改編ののり神河町消防団条例及

び神河町消防団条例施行規則の改正について諮問し、7月29日に諮問した内容どおりの答申を受けたところでございます。その消防審議会資料におきまして神河町消防団条例の改正点を記載する中で、条例第3条、定員についての改正漏れをしておりました。組織改編にあわせて定員の積算根拠であります消防力の整備指針に基づき、神河町消防団が発足して10年経過する中の人口減少と、同じく地籍調査の成果に伴う平地面積の変更を反映し計算を行いましたところ、その結果、769名から748名に21名減少させる必要がありますので、定員を改正するものでございます。

2つ目は、団員報酬の引き上げについて、班長の改正漏れでございます。第9条でございます。この項目につきましても、先ほどの説明と同じく、昨年7月23日の消防審議会資料において神河町消防団条例の改正点を記載する中で、条例第9条、報酬について班長の改正漏れをしておりました。

いずれも平成28年度予算作成の過程で改正の内容漏れに気づきましたので、改正議案を提出させていただくものでございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第15 第13号議案及び第14号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第13号議案、神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び第14号議案、神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第13号議案、第14号議案につきましては関連がございますので、一括して提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

第13号議案、神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び第14号議案、神河町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

いずれも介護保険法の一部が改正され、厚生労働省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、平成18年厚生労働省令第34号の一部が改正されたことによる改正でありまして、第13号議案では、利用定員18名以下の指定通所介護事業所については少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地

域との連携や運営の透明性の確保、また市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から指定権限等が県から市町にかわる地域密着型サービス、地域密着型通所介護事業所に移行されることとされ、これに伴う改正でございます。

続きまして、第14号議案では、介護予防のための効果がより多く出るよう、地域密着型介護予防認知症対応型通所介護事業者は、地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね六月に1回以上、運営推進会議を開催するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならなくなったことを受け、改正を行うものでございます。

詳細につきまして健康福祉課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。第13号議案、第14号議案の詳細について御説明申し上げます。参考資料をあわせて配付しておりますので、それも見ていただければと思います。

まず、第13号議案、神河町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、先ほど町長から提案説明がありましたとおり、介護保険法の一部が改正されまして、利用定員18名以下の指定通所介護事業所、いわゆるデイサービスセンターについては、平成28年4月1日以降は地域密着型サービスに移行されることとされています。これに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

神河町では、対象となる指定通所介護事業所としては4カ所ございますが、うち2カ所が休止中でございまして、残り2カ所が今回の対象事業所になります。

それでは、13号議案の説明をさせていただきます。新旧対照表をもとに説明させていただきます。

1ページをごらんください。目次、3章の次に3章の2、地域密着型通所介護を新たに定め、第1節、基本方針、第60条から第5節、指定療養通所介護の事業所の方針並びに人員、設備及び運営に関する基準の第4款、運営に関する基準、第81条の16までを追加しております。

2ページと3ページをごらんください。以降、目次、本則については、改正前の第60条については82条というように、22の条ずれにより各条を繰り下げております。

5ページをごらんください。14条の改正については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者がサービス担当者会議において利用者の状況を把握するための根拠条例の改正をするものでございます。第16条については、介護保険法の改正による条項の改正をするものでございます。

6 ページをごらんください。第 17 条についても介護保険法の条項を改正するものでございます。第 30 条……。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長、ちょっと資料がおかしいように思うんですけど、ページ数が。皆さん、わかりましたか、わかった。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） おかしいですか。

では、ページ数は飛ばさせていただきます。

○議長（安部 重助君） ちょっと待って。

ちょっと暫時休憩します。

午前 11 時 40 分休憩

午前 11 時 41 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 改めて申し上げます。新旧対照表をもとに御説明させていただきます。

5 ページをごらんください。第 14 条の改正については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者がサービス担当者会議において利用者の状況を把握するための根拠条項の改正をするものでございます。第 16 条については、介護保険法の改正による条項の改正をするものでございます。

6 ページをごらんください。第 17 条についても、介護保険法の改正による条項の改正をするものでございます。第 30 条及び第 54 条の改正については、文言を改正するものでございます。

第 3 章の 2、地域密着型通所介護については、目次の改正で説明いたしましたとおり介護保険法が改正され、厚生労働省令により基準の一部が改正され、新しく条例に組み込まれたものでございます。第 1 節、基本方針を 6 ページと 7 ページに、第 2 節、人員に関する基準を 7 ページから 9 ページに、第 3 節、設備に関する基準を 9 ページと 10 ページに、4 節の運営に関する基準を 10 ページから 17 ページに、5 節、指定療養通所介護の事業の方針並びに人員、設備の運営に関する基準を 17 ページから 25 ページに規定しております。第 82 条については、認知症の介護保険法上の定義を削除するものでございます。

28 ページをごらんください。87 条第 1 項及び第 2 項については、介護保険法改正による条項の改正でございます。

29 ページをごらんください。第 89 条及び 90 条は削除するものでございます。

30 ページをごらんください。91 条については、改正前の 69 条の指定認知症対応型通所介護事業者についての説明を追加するものでございます。

31 ページをごらんください。第 94 条は削除するものでございます。第 95 条については、文言の一部を削除するものでございます。第 96 条から第 100 条の 2 までは

削除するものでございます。

33ページをごらんください。第101条については、第2項第5号については文言の一部を改正し、第6号については文言を追加しております。第102条については、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する条項について改正するとともに、文言の読みかえについて改正するものでございます。

39ページをごらんください。第127条は削除でございます。

40ページをごらんください。第129条については、第2項第8号の条項を改正するものでございます。第130条については、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する条項について改正するとともに、文言の読みかえについて改正するものでございます。

41ページをごらんください。第131条については、介護保険法の改正による条項の改正でございます。

44ページをごらんください。第149条第2項第7号については、条項を改正しております。

45ページをごらんください。第150条については、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する条項について改正するとともに、文言の読みかえについて改正するものでございます。

46ページをごらんください。第151条については、介護保険法の改正による条項の改正でございます。

48ページをごらんください。第170条第2項第7号については、条項を改正しております。第171条については、指定地域密着型特定施設入所者生活介護の事業について準用する条項について改正するとともに、文言の読みかえについて改正するものでございます。

49ページをごらんください。第172条は、介護保険法の改正による条項の改正でございます。

50ページをごらんください。第173条第13項については、福祉事業所の併設により人員配置の緩和をすることができる事業所として、指定地域密着型通所介護事業所を追加した改正でございます。

55ページをごらんください。第198条第2項第8号の改正については、条項を改正しております。第199条については、指定地域密着型老人福祉施設の事業について準用する条項について改正するとともに、文言の読みかえについて改正するものでございます。

58ページをごらんください。第211条については、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の事業について準用する条項について改正するとともに、文言の読みかえについて改正するものでございます。

62ページをごらんください。第223条第2項第10号については、条項を改正し

ております。第224条の改正については、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する条項について改正するとともに、文言の読みかえについて改正するものでございます。

以上、議案第13号の説明を終了いたします。

続きまして、14号議案の説明をいたします。

この条例の目的については、介護保険法の改正により、地域密着型介護予防認知症対応型通所介護事業者は地域との連携を図る運営協議会をおおむね6カ月に1回実施し、必要な要望、助言を聞く機会を設けなければならないことになり、それに伴う条例改正でございます。

それでは、同様、新旧対照表で御説明申し上げます。

2ページをごらんください。第5条第4項以降の条項改正については、議案13号で御説明したとおりでございますので説明を省略させていただきます。

5ページをごらんください。第39条の改正については、当初に説明いたしましたとおり、運営推進協議会を6カ月に1回以上開催し、事業者は活動状況報告を行い評価を受けるとともに、地域住民の事業への参加や交流などを実施するよう改正するものでございます。

6ページをごらんください。第40条第2項第6号の追加でございます。

12ページをごらんください。第62条については削除でございます。

13ページをごらんください。第64条第2項は文言の改正でございます。また、同条第2項第8号の改正については、現行の62条の削除に伴い改正するものでございます。第65条については、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業についての条項について改正するとともに、文言の削除及び読みかえについて改正するものでございます。

16ページをごらんください。第85条第2項は文言の改正でございます。同項7号については、準用する条項の変更でございます。第86条については、準用する条項の変更と、文言の削除と変更でございます。

ちなみに、ここで御提案しております地域密着型介護予防認知症対応型通所介護事業所は、神河町にはございません。しかし、今後設置されることもございますので、今回条例改正を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては第3日目以降に行いますので、御了承願います。

---

#### 日程第16 第15号議案から第18号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第15号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件、第16号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件、第17号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件及び第18号議案、辺地

に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件を議題といたします。

上程４議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、第１５号議案から第１８号議案につきましては関連がございますので、一括して提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

いずれも辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件でございます。作畑・新田辺地、大畑辺地、上越知辺地、上小田辺地のそれぞれについて整備計画を策定し、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この法律は、辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特例措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活・文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的として定めたものであります。第１５号から第１８号までの４辺地に係る総合整備につきましては、その目的とともに財政措置が必要となることから県との事前協議が必要でありまして、いずれも協議が調ったことを受け、提案を行うものでございます。

まず、第１５号議案、作畑・新田辺地につきましては、町道作畑新田線整備事業と橋梁長寿命化修繕事業でございます。

まず、町道作畑新田線整備事業でございます。当辺地地域内の主要道路である町道作畑新田線につきましては、住民生活には欠かせない道路であり、またコミュニティーバスの運行路線となっております。しかしながら、狭小な幅員で車同士のすれ違いが困難な場所や歩行者にとっても非常に危険であり、早期に改良する必要があります。

続きまして、橋梁長寿命化修繕事業でございます。当辺地地域内の住民生活には欠かせない道路の橋梁につきましては、建設以降の経年劣化により老朽化が進んでおり通行に支障を来すおそれがあることから、調査、点検を行った結果、早期の修繕が必要との診断でございました。

続きまして、第１６号議案、大畑辺地につきましては、橋梁長寿命化修繕事業でございます。当辺地地域内の住民生活には欠かせない道路の橋梁につきましては、建設以降の経年劣化により老朽化が進んでおり通行に支障を来すおそれがあることから、調査、点検を行った結果、早期の修繕が必要との診断でございました。

続きまして、第１７号議案、上越知辺地につきましては、橋梁長寿命化修繕事業でございます。当辺地地域内の住民生活には欠かせない道路の橋梁につきましては、建設以降の経年劣化により老朽化が進んでおり通行に支障を来すおそれがあることから、調査、点検を行った結果、早期の修繕が必要との診断でございました。

続きまして、第１８号議案、上小田辺地につきましては、峰山高原スキー場整備事業、町道峰山砥峰線整備事業、橋梁長寿命化修繕事業でございます。

まず、峰山高原スキー場整備事業でございます。当辺地地域には雪彦峰山県立自然公園があり、その中の峰山高原には、地域の活性化と自然豊かな森林環境を活用した滞在型の健康づくり施設が整備されており、町内外多くの方が訪れております。

この経過につきましては、峰山高原かんぽレクセンター撤退の後を受け、平成2年には兵庫県が6大プロジェクトの一つとして兵庫大河内高原公園都市構想を発表、その後、経済事情の変化により構想は頓挫し、現在運営のホテルリラクシアは、当初は県が80室で運営する予定でありましたが、町が120室にこだわり現在の運営となりましたが、建設事業費については県で負担していただいております。当時の構想の中にも、スポーツ・レジャーゾーンとして峰山地区でのスキー場計画がありました。積雪を生かした冬場の魅力アップのため、兵庫県の全面支援の中で進めておりますリーディングプロジェクト「極上の冬時間」は、これまでの積雪というマイナスイメージを逆手にとった、その地域の持つ資源を強みに変えたことで、インバウンドを含め多くの方に冬の魅力を伝え、楽しんでいただいております。ホテルリラクシアは、冬季には積雪があり冬場は基本的に休館としておりましたが、このスキー場計画により年間を通しての利活用が可能となります。昨年10月、議会の御承認もいただきました神河町地域創生総合戦略においても、この峰山高原の豊かな自然環境を生かした冬場の魅力づくりとしてスキー場の整備を位置づけておまして、地元雇用の増大と入り込み客の増大による地域経済の活性化につなげていくことが、神河町にとっての大きな地域創生そのものであります。

続きまして、町道峰山砥峰線整備事業でございます。峰山高原を含む当辺地地域の主要道路である町道峰山砥峰線につきましては、経年劣化により舗装が著しく劣化しており通行に支障を来すおそれがあることから、安全確保のため早期の修繕が必要となっております。

続きまして、橋梁長寿命化修繕事業でございます。当辺地地域内の住民生活には欠かせない道路の橋梁につきましては、建設以降の経年劣化により著しく劣化しており通行に支障を来すおそれがあることから、調査、点検を行った結果、早期の修繕が必要との診断でございました。

以上、辺地事業の目的に沿って地域の生活・文化水準等の格差是正を図ることを目的として、辺地対策事業でそれぞれ整備及び修繕を行うものでございます。

なお、詳細につきましては総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明の前に、ここで暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。



詳細説明の前に、18号議案について町長のほうより訂正の申し入れがございますので、ここで発言を許可いたします。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 失礼いたします。先ほど18号議案の提案説明の中で、現在運営のホテルリラクシアの説明のところ、当初は県が80室で運営する予定でありましたが町が120室というふうに説明をいたしました。それぞれ数字につきましては、これは80名、そして120室については120名定員ということで、それぞれ訂正をし、おわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） それでは、ここで第15号議案から第18号議案についての詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第15号議案から第18号議案の詳細説明をいたします。

公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、先ほど午前中の町長提案のとおりでございます。その計画の実施により、それぞれの辺地地域の活性化を図るものでございます。

それでは、まず第15号議案をお願いいたします。

表紙をめくっていただいて1ページをお願いしたいと思います。まず、作畑・新田辺地の総合整備計画でございまして、人口187人、面積19.1平方キロメートル、辺地度点数は156点でございます。

続きまして、3項目めの公共的施設の整備計画でございます。まず、町道作畑新田線整備事業の事業費につきましては2億3,000万、一般財源が2億3,000万円でございます。その2億3,000万全てが辺地対策事業債の予定額としております。続きまして、橋梁長寿命化修繕事業でございます。事業費は1,630万5,000円で、特定財源として社会資本総合整備交付金、道整備の部分が978万2,000円、そして一般財源が652万3,000円でございます。そのうち640万円が辺地対策事業債の予定額でございます。合わせて事業費は2億4,630万5,000円、特定財源が978万2,000円、一般財源は2億3,652万3,000円となりまして、そのうち2億3,640万円が辺地対策事業債の予定額ということでございます。

続いて、2ページ、3ページをお開きください。こちらは年次別計画表でございます。まず、町道作畑新田線整備事業につきましては、事業内容は延長2,900メートル、そして測量設計、用地買収、工事費で事業費は2億3,000万円で、平成28年度から32年度までの5年間の施行でございます。続きまして、橋梁長寿命化修繕事業は、事業内容は8橋の修繕ということで、測量設計、修繕工事費で事業費は1,630万5,000円で、平成28年度から30年度までの3年間の施行でございます。

続きまして、4ページには辺地総合計画の策定に係る理由書、そして5ページには当

該辺地の位置図、そして6ページ、7ページには町道作畑新田線整備事業のそれぞれの図面、そして8ページには橋梁長寿命化修繕工事の計画位置図を添付しております。

続きまして、第16号議案をお願いいたしたいと思います。

同じく表紙をめくっていただきまして、1ページでございます。大畑辺地の総合整備計画でございまして、人口245人、面積5.6平方キロメートル、辺地度点数は122点でございます。

3項目めの公共的施設の整備計画でございます。橋梁長寿命化修繕事業の事業費は、664万3,000円で、特定財源として社会資本総合整備交付金、道整備が1,598万5,000円で、一般財源が1,065万8,000円でございます。そのうち1,060万円が辺地対策事業債の予定額でございます。

続いて、2ページは年次別計画表でございます。事業内容につきましては3橋の修繕でございまして、測量設計、修繕工事で2,664万3,000円で、平成28年度の単年度限りの施行でございます。

3ページには、辺地総合計画に係る理由書、そして4ページには当該辺地の位置図、そして5ページには橋梁長寿命化修繕事業のそれぞれの計画位置図を載せております。

続きまして、17号議案をお願いしたいと思います。

同じく表紙をめくっていただきまして、1ページでございます。上越知辺地の総合計画でございまして、人口122人、面積4.0平方キロメートル、辺地度点数121点でございます。

3項目めの公共的施設の整備計画につきましては、橋梁長寿命化修繕事業の事業費が3,007万1,000円で、特定財源として社会資本総合整備交付金、道整備が1,804万1,000円、そして一般財源が1,203万円、うち1,180万円が辺地対策事業債の予定額でございます。

2ページ、3ページには年次計画表でございまして、事業内容は5橋を修繕する予定で、測量設計、修繕工事費で事業費が3,007万1,000円で、平成28年度から32年度までの5年間の施行でございます。

4ページには辺地総合計画に係る理由書、そして5ページには当該辺地の位置図、6ページには橋梁長寿命化修繕事業の計画位置図を添付しております。

続きまして、第18号議案をお願いしたいと思います。

同じく表紙をめくっていただきまして、1ページでございます。上小田辺地の総合整備計画でございまして、人口200人、面積13.7平方キロメートル、辺地度点数117点でございます。

3項目めの公共的施設の整備計画でございます。まず、峰山高原スキー場整備事業の事業費は8億4,100万円で、一般財源が8億4,100万、そのうち全額が辺地対策事業債の予定額でございます。

続きまして、町道峰山砥峰線整備事業の事業費は1億560万円で、一般財源が1億

560万円、全額が辺地対策事業債の予定額でございます。橋梁長寿命化修繕事業の事業費は576万4,000円で、特定財源として社会資本整備総合交付金、道整備が345万7,000円、そして一般財源が230万7,000円、そのうち210万円が辺地対策事業債の予定額でございます。合わせまして事業費は9億5,236万4,000円、特定財源は345万7,000円、一般財源は9億4,890万7,000円となり、うち9億4,870万円が辺地対策事業債の予定額でございます。

2ページ、3ページには年次別計画表でございます。峰山高原スキー場整備事業につきましては、事業費は測量設計、造成工事、索道設備、人工降雪機、受電設備等の工事で事業費が8億4,100万円で、平成28年度から29年度までの2年間の施行でございます。続きまして、町道峰山砥峰線は、事業内容は延長4,300メートル、舗装改修工事で事業費は1億560万円で、平成30年度から32年度までの3年間の施行でございます。橋梁長寿命化修繕事業は、事業内容は4橋の修繕で、測量設計、修繕工事費で事業費は576万4,000円で、平成28年度から31年度までの4年間の施行でございます。

4ページには辺地総合整備計画の理由書、そして5ページには当該辺地の位置図、6ページ、7ページには峰山高原スキー場整備事業の図面、8ページには町道峰山砥峰線整備事業の図面、そして9ページには橋梁長寿命化修繕事業の計画位置図を添付しております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

---

#### 日程第17 第19号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第19号議案、神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第19号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町公の施設（かみかわ桜の山桜華園）の指定管理者指定の件でございます。

かみかわ桜の山桜華園の指定管理者の指定について、指定管理者を東柏尾区とし、指定の期間を平成28年4月1日から平成31年3月31日の3年間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては地域振興課観光振興特命参事から説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 観光特命参事の山下でございます。指定管理者を選定するには公募が原則とされておりますけれども、桜華園については、整備するに当たり、平成2年7月17日付文書により、吉田町長から粟賀財産区議会議長及び東柏尾区長に提出された、かんざき桜の名園づくり用地提供についてのお願い文書がございます。その中で、過ぎ行く20世紀は限りなく物の豊かさを求めてやまない時代でしたが、来る21世紀は心豊かさを求める時代と言われております。町ではこのような人々のニーズに応え、潤いあるふるさとづくりに資するため、桜の名園をつくることになりましたと、東柏尾区及び粟賀財産区に協力を求めていた経緯がございます。

また、それを受けて平成2年9月17日付で、粟賀財産区管理者の吉田町長と、東柏尾区区長、吉田町長との間で交わされた50年間の土地無償貸し付け契約がございます。この契約書の中の第5条に、この土地を転貸しし、またはこの土地を使用する権利を譲渡してはならないとされております。この契約は平成52年までで残りが24年あります。そして、開園から今日に至るまで地元区が桜華園管理組合をつくり全体を管理運営し、地域活性化と町の観光振興に寄与してまいりました。

以上のことから、一般的には指定管理者を桜華園管理組合とするのが自然な流れではございますけれども、土地無償貸し付け契約が東柏尾区であることとの整合性を図ること、地元区及び管理組合との協議の中で、区のほうから指定管理者を東柏尾区としてほしいとの申し出もございました。それによりまして、神河町公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例第5条の規定により、東柏尾区を指定管理者として指定するものであります。

なお、この手法につきましては、兵庫県市町振興課との協議の中で、自治区を指定管理者と指定することについては問題なし、また、桜華園管理組合が区内の一つの組織体である場合に、そこに管理を委ねることについても特に問題なしというお話を受けております。

以上が詳細説明でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

---

#### 日程第18 第20号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第20号議案、平成27年度神河町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第20号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町一般会計補正予算（第7号）でございまして、補正予算（第6号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、繰越明許費として6つの事業を繰り越す予定としております。各事業の決算見込みによる地方債の補正、地方交付税の増額、人事院勧告、退職手当組合特別負担金、異動等による人件費の増減、給与改定による賃金の増額、国の補正による情報セキュリティ強化対策事業費の増額、ふるさと納税寄附金の増額及びその関連経費の増額、国の補正による地方創生加速化交付金事業の増額、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業に係る特別会計への繰出金の増減、国の補正による臨時福祉給付金給付事業の増額、子育て支援制度に係るシステム改修経費の増額、公立神崎総合病院事業会計補助金の増額、地域優良賃貸住宅中村団地の決算見込みによる減額、防災行政無線システム整備に係る設計業務委託料の決算見込みによる減額、主なものは以上でございますが、各事業について決算見込みによりそれぞれ増減をいたしております。そして、今回の補正による財源調整として、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,908万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,571万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、詳細を説明いたします。

まず、7ページをお開きください。第2表、繰越明許費でございます。2款総務費、1項総務管理費、地方公共団体セキュリティ強化対策事業でございます。これにつきましては国の補正に対応するものでございまして、外部とのネットワーク接続のセキュリティ強化に係るシステム整備として、2,510万円を繰り越して平成28年度で実施するものでございます。

続きまして、地方創生加速化交付金事業でございます。これも国の補正に対応するもので、神河町地域創生総合戦略の4つの基本目標のうち、交流から定住につなげるという中で、シングルマザーの移住促進事業、そして安定した仕事を創造するという中で、環境保全型農業の展開から、高品質の野菜の生産、そして神河野菜のブランドの確立を

目指した、かみかわアグリノベーション事業、この2つの事業につきまして、8,047万2,000円を繰り越して28年度で実施するものでございます。

続きまして、県道改良に伴う支障ケーブル敷設がえ事業でございます。これにつきましては県道改良工事が翌年度に繰り越しになったことに対応するもので、ケーブルの敷設がえ工事として、134万4,000円を繰り越して28年度で実施するものでございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、臨時福祉給付金等給付事業でございます。これにつきましても国の補正に対応するもので、低所得者の高齢者向け給付金として1人当たり3万円を支給する事業費として、3,939万円を繰り越して28年度で実施するものでございます。

続きまして、7款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業、橋梁長寿命化修繕工事でございます。これにつきましては、年度内に発注できなかった工事費として、3,469万5,000円を繰り越して28年度で実施するものでございます。

続きまして、8款消防費、1項消防費、消防水利施設整備事業でございます。これにつきましては、当初、国庫補助事業で予算化をしておりましたけれども、補助金の不採択により事業実施を見合わせておりましたが、このたび単独事業として緊急防災・減災事業債で対応することに変更をしたため、その事業費2,322万円を繰り越して28年度で実施するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。第3表、地方債の補正でございます。

地方債の変更、まず広域基幹林道開設事業でございます。千ヶ峰・三国岳線の決算見込みを受けまして、590万円減額の限度額を580万円にするものでございます。農業施設整備事業につきましては、水車公園の空調設備の改修に係るものでございまして、これも150万円減額の限度額を430万円にするものでございます。道路整備事業につきましては、2,980万円減額の5,440万円とするものでございまして、内訳につきましては、神崎・市川線支線が40万円の減額、水走り中河原線が510万円の減額、神崎・市川線本線が30万円の減額、そして町道改良事業の町単の部分が440万円の減額、維持改良の維持修繕が110万円の増額、神崎・市川線の単独分が1,870万円の減額となっております。続きまして、橋梁整備事業でございます。これにつきましては長寿命化修繕事業の工事費の部分の減額でございまして、1,950万円減額の限度額を4,320万円とするものでございます。続きまして、地域優良賃貸住宅整備事業につきましては、旧神崎町役場跡地に建設します住宅で、190万減額の1億3,950万円とするものでございます。河川整備事業につきましては、中茶屋川の護岸改修に係るものでございまして、200万円増額の1,200万円でございます。消防施設整備事業につきましては、930万円増額の6,220万円でございます。消防車両整備負担金事業につきましては、神崎郡3町での管轄内で使用します消防自動車の更新費用で、姫路市に負担する負担金でございまして、30万減額の1,460万円でございます。防災行

政無線システム整備事業につきましては、実施設計の決算見込みによりまして1,690万減額の430万円とするところでございます。林業施設災害復旧事業につきましては、単独災害で林道東山2号線の部分で20万円減額の10万円でございます。公共土木施設災害復旧事業につきましては、単独事業で道路、河川に係るもので150万減額の840万円でございます。地方公共団体情報セキュリティー強化対策事業につきましては、先ほど繰越明許のところでも申し上げましたとおり、今回増額をするものでございまして、補正予算債と資金手当てを活用したいと考えておりまして、1,750万円の増額でございます。

以上、合わせまして4,670万減額の限度額の合計が14億885万7,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をいたします。

11ページ、歳入をお願いいたしたいと思います。

まず、10款地方交付税でございます。普通交付税につきましては509万3,000円の増額ということで、これも国の補正によりまして当初調整分が減額をされておりましたのが、このたびの補正によって復活をしてきたということで増額をいたしております。特別交付税371万8,000円の減額でございます。これにつきましては、地方創生関連の地域おこし協力隊などの事業費の減額によりまして、特別交付税もその対応で減額をいたすものでございます。

続きまして、12款分担金及び負担金、1項分担金でございます。まず、2目農林業費分担金でございます。その中で県単独補助治山事業受益者分担金58万6,000円の減額については、宮野の裏山治山に係るものの決算見込みによりまして減額をするものでございます。3目土木費分担金につきましては、町道改良工事受益者分担金9万5,000円の減額でございまして、これも町道裏坂線ほか4路線の確定見込みにより減額をするものでございます。4目災害復旧費分担金につきましては21万円の減額ということで、林業施設災害復旧事業ということで、林道東山2号線の決算見込みによる減額でございます。続きまして、2項負担金、1目民生費負担金でございます。これにつきましては、寺前保育所、神崎保育園、それと管外、町外の保育所に係る分でございます。これも決算見込みにより減額をいたすものでございます。

続きまして、13款使用料及び手数料、第1項使用料、1目総務使用料でございます。174万9,000円の減額、これについてはケーブルテレビの利用料の減ということで、インターネット加入者の減によりまして減額をするものでございます。4目教育使用料でございます。140万3,000円の減額でございます。これにつきましては幼稚園保育料でございまして、当初予算段階から子ども・子育て制度の制度内容が確定したことによりまして、その基準によりまして保育料を算定した結果、減額をいたすものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金につきましては61万5,

000円で、保育所運営費の負担金の増でございます。これにつきましては処遇改善経費というものが別の補助金で交付をされていたものが、制度の見直しで運営負担金に加算をされたというところで増額でございます。

続いて、12ページをお願いいたします。国庫補助金、1目民生費国庫補助金でございます。まず、年金受給者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金3,900万円と臨時福祉給付金等給付事務費補助金につきましては、先ほど繰越明許のところでお申しましたとおり国の補正により今回増額するもので、低所得者の高齢者の方に1人3万円の支給ということで計上をいたしております。続きまして、子どものための教育・保育事業の補助金56万1,000円につきましては、子ども・子育て制度の新制度に対応するためのシステム改修の補助金ということで、事業費の2分の1相当額でございます。

続きまして、3目土木費国庫補助金でございます。これにつきましては、事業費の決算見込みによる交付金の増減でございます。道路橋梁費補助金、道整備事業交付金64万8,000円の減額につきましては、神崎・市川線が28万7,000円の減額、同じく神崎・市川線の支線が34万4,000円の減額、水走り中河原線が1万7,000円の減額でございます。住宅費補助金につきましては、それぞれが決算見込みによる増減でございます。その中で地域優良賃貸住宅3,933万1,000円の減額、それと、その下の地域優良賃貸住宅の整備用地買収事業と駐車場整備事業、これにつきましては、地域優良賃貸住宅の中に当初組み入れておいたものが、その部分については効果促進事業ということで本体から切り離されて別の交付メニューになったということの中で、少し科目をふやさせていただいて計上をいたしたところでございます。

続きまして、4目消防費国庫補助金807万9,000円の減額につきましては、先ほど繰越明許のところでも申し上げましたとおり、消防水利の貯水槽3基について不採択になったということで減額をするものでございます。

続きまして、6目総務費国庫補助金でございます。その部分につきましても決算見込みによるものでございますけれども、2つ目の個人番号カード交付事業費補助金、これにつきましては国の補正によるもので、追加交付があったために増額をするものでございます。その次の地方公共団体情報セキュリティ強化対策補助金につきましても、国の補正により追加をいたすものでございます。そして、地域住民生活等緊急支援交付金（加速化交付金）、これにつきましても同様に国の補正によるものでございまして、シングルマザーの移住支援が1,441万9,000円、かみかわアグリノベーションが6,531万6,000円、合わせまして7,973万5,000円の増額でございます。

続きまして、15款県支出金、県負担金でございます。2目民生費県負担金の30万7,000円につきましては、先ほど国庫負担金のところで申しました理由と同じでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。2項県補助金、1目総務費県補助金でございます。そのうちの市町振興支援交付金218万円の減額でございます。これに



つきましては、コミバス運行経費に係る補助金の減額でございます。2目民生費県補助金でございます。これにつきましては児童福祉の補助金でございます。子ども・子育て制度の関係でそれぞれ事業の組み替えがございましたので、それぞれ増減をいたすものでございます。続きまして、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金で293万7,000円の増額でございます。これにつきましては、平成27年度で県において新設をされました僻地診療所運営補助事業補助金でございます。私どもの3つの診療所に対する補助金でございます。補助対象基本額の3分の2の補助金ということで、大畑診療所は108万2,000円、川上診療所は131万7,000円、上小田診療所は53万8,000円、合わせまして293万7,000円でございます。続きまして、4目農林業費補助金でございます。これにつきましては、4日から7日目までは、それぞれの事業の決算見込みにより補助金を減額するものでございます。

続きまして、3項県委託金でございます。5目土木費県委託金につきましては、河川クリーン作戦、県道用地取得事務のそれぞれ決算確定が出ておりますので、それぞれ減額をするものでございます。7目の農林業費県委託金の地籍調査事業委託金につきましても、委託金の確定によりまして減額をするものでございます。ナラ枯れ防除事業委託金については、事業量の減によりましてこれも減額をするものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。16款財産収入、1項財産運用収入ということで、1目利子及び配当金でございます。121万4,000円の増額でございます。これにつきましてはまちづくり基金の利子ということで、平成26年度で積み立てておりますまちづくり基金5億3,990万円の利子が3月28日に1年分発生するという中で今回増額をするものでございまして、これにつきましては歳出のほうで積み立てをする予定にしております。

続きまして、17款寄附金、1項寄附金でございます。2目の指定寄附金で360万円の増額でございます。これにつきましては、神河ふるさとづくり応援寄附金ということで、360万増額をして決算見込みが930万円程度になるという見込みの中で増額をするものでございます。

続きまして、18款繰入金、1項他会計繰入金、4目土地開発事業特別会計繰入金1,295万5,000円の減額でございます。これにつきましては、しんこうタウンの第3期分譲の売り払い収入相当分を繰り入れするというので、3件が売れると見込んでおりましたものが1件の収入、売り払いということになりましたので、2件相当分の減額でございます。続きまして、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金でございます。これにつきましては2,468万6,000円の減額で、このたびの補正の財源調整ということで減額をいたすものでございまして、この補正後の残高につきましては16億8,344万2,000円になる予定でございます。続きまして、3項財産区繰入金でございます。これにつきましては、寺前財産区、そして長谷財産区のそれぞれの議員選挙のところで無投票になったことによりまして、繰り入れを減額をするものでございます。

続きまして、20款諸収入、5項雑入でございます。これにつきましても、決算見込み、交付確定の見込みによりましてそれぞれ増減をいたすものでございます。

続いて、15ページの21款町債につきましては、先ほど第3表で御説明したとおりでございます。

続きまして、16ページ、歳出をお願いいたしたいと思っております。歳出につきましては、基本的には各事業の決算見込みによりそれぞれ増減をしております。そしてまた、人件費につきましては、人事院勧告、それと異動等によりましてそれぞれ増減を反映をいたしております。

それでは、1款議会費でございます。11節需用費で12万円の増、これにつきましては修繕料でございまして、議場システムの関係でパソコンのふぐあいの修繕、それと残分表示板のケーブルの調整の修繕を行う予定といたしております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。まず、1節報酬6万4,000円、それと9節旅費3万2,000円、これにつきましてはセンター長谷での証明窓口業務に係る官民競争の入札に係るものでございまして、その管理委員会を設置するためのそれぞれの費用として今回増額をするものでございます。続きまして、ふるさと納税に係る部分の増額でございます。まず、報償費、記念品につきましては180万円の増額、それと宅配便が36万円の増額、郵便振替払い込み料金が2,000円の増額、それと、ふるさと納税一括代行業務委託料が41万5,000円の増額でございます。続きまして、町制記念式典の関係の決算見込みによる減額でございまして、記念品で104万7,000円の減額、司会者謝礼が1万5,000円の減額、消耗品、印刷製本費の需用費が96万7,000円の減額、そして役務費のはがき、切手代2万6,000円の減額、筆耕料4万8,000円の減額でございます。続いて、セキュリティー関係の強化に係る部分でございます。13節委託料のシステム導入委託料350万円、ネットワーク設定作業委託料464万4,000円、それと一般備品で1,695万6,000円、合わせまして2,510万円で、これを繰り越して次年度で実施をしていくという予定にいたしております。

続きまして、17ページをお願いいたします。4目財産管理費でございます。25節積立金でございまして、先ほど歳入のところでありました、ふるさと応援寄附金の360万円の増額部分についてはここで積み立てをしていく予定といたしております。また、まちづくり基金につきましても同様、積み立てをしていくということにしております。

続きまして、5目交通対策費でございます。コミュニティーバスの運行委託、路線バスの料金化の負担金につきましても、それぞれ決算見込みにより減額をするものでございます。

6目企画費でございます。この企画費の中に、先ほど繰越明許費のところでも申し上げましたように地方創生の加速化交付金事業、2つの事業が入っております。まず、シン

グルマザーの移住支援事業が1,496万8,000円でございます。そして、かみかわアグリノベーション事業が6,550万4,000円でございます。その内訳を申し上げます。8節報償費、講師謝礼でアグリノベーションが180万、視察研修謝礼が、シングルマザーが2,000円、アグリノベーションが2,000円、アドバイザー謝礼としてアグリノベーションが540万円。続きまして、旅費でございます。普通旅費が、シングルマザーが9万2,000円、アグリノベーションが9万1,000円。研修旅費でございます、シングルマザーが10万円。講師招聘旅費、アグリノベーションが57万6,000円。アドバイザー旅費、アグリノベーションが60万円。11節需用費でございます。食糧費、シングルマザーが1万円、アグリノベーションが1万円。13節委託料でございます。90万円はアグリノベーションでございます。使用料及び賃借料の通行料でございます。シングルマザーが2万5,000円、アグリノベーションが2万5,000円。続いて、18ページをお願いいたします。施設使用料で、シングルマザーが32万。そして負担金、補助及び交付金が、シングルマザー移住支援協議会補助金で1,141万9,000円。そして、サテライトオフィス開設補助金につきましてはシングルマザーで300万、そして、かみかわアグリノベーション補助金が5,610万ということで、それぞれ企画費の中で計画を予算化をしていきながら繰り越しをして、平成28年度で国の加速化交付金をいただきながら実施をしていくという予定にいたしております。

続きまして、2項徴税费、1目税務総務費でございます。報酬2万4,000円、旅費1万2,000円の増額につきましては、それぞれ固定資産評価審査委員会の開催に係るものでございまして、開催回数がこのたびふえてきたということで増額をするものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。19ページの3項戸籍住民基本台帳の19節負担金、補助及び交付金204万9,000円の増額でございます。これにつきましては、国の補正によりまして個人番号カードの交付事業費の補助金が追加交付をされたという、それに対応するための支出でございます。

続きまして、4項選挙費でございます。6目寺前財産区議会議員選挙費123万7,000円の減額につきましては、無投票になったということによる減額でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。7目長谷財産区議会議員選挙費106万1,000円の減額でございます。これも無投票になったための減額でございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費でございます。1目社会福祉総務費、この中に、繰越明許のところでも申し上げました臨時福祉給付事業4,149万5,000円が入っております。内訳を申し上げます。まず、3節職員手当ということで時間外勤務手当14万4,000円、9節旅費1万円、11節需用費8万9,000円、12節役務費40万円、13節委託料181万8,000円、使用料及び賃借料3万4,000円、そして19節負担金、補助及び交付金の臨時福祉給付事業費補助金3,900万ということで、

1人当たり3万円の1,300人を見込んで計上をいたしておるところでございます。続きまして、28節繰出金1,147万6,000円の減額でございます。まず、国民健康保険の繰出金の44万の減額につきましては、人勸による人件費が12万円の増額、出産一時金に係るものが56万円の減額でございます。続きまして、介護保険事業でございます。介護保険の介護給付費に係るものが709万2,000円の減額、職員給与に係る部分が215万8,000円の減額、事務費繰出金といたしまして249万円の増額、地域支援事業として434万5,000円の減額でございます。

続きまして、7目後期高齢者医療費でございます。後期高齢者医療特別会計の繰出金で9,000円の増額でございます。これにつきましては、人勸による人件費繰り出しの増額でございます。

続きまして、2項児童福祉費でございます。これにつきましては、決算見込みによるそれぞれ減額をいたすものでございます。

それでは、次、22ページをお開きください。22ページの3目保育所費でございます。まず委託料でございます。私立保育所運営委託料の増額については、処遇改善経費が加算されたために増額をするものでございます。公立保育所の運営費委託料の増額につきましては、それぞれ入所者数の増加によりふえてきたというところでございます。子育て支援システム改修業務委託料1,124万円につきましては、国の制度の改正に伴うシステムの改修でございまして、その2分の1が国の補助がいただけるということになってございます。続きまして、19節でございます。これにつきましては、新しい子ども・子育て制度の改正がございまして、その中に組み込まれておりますので減額ということになってございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費でございます。まず、1目保健衛生総務費でございまして、19節負担金、補助及び交付金でございます。公立神崎総合病院事業会計の補助金5,000万円の増額でございまして、これによりまして繰り出しの合計額が5億5,000万円になるところでございます。

続きまして、5目の診療所費でございまして、これにつきましては歳出の異動はございませんけれども、県支出金を受け入れたために財源充当をいたすところでございます。

2項環境衛生費につきましては、中播北部の行政事務組合、火葬場の分の決算見込みにより減額をするものでございます。

続きまして、23ページのごみ処理費、し尿処理費につきましても、それぞれの一部事務組合の決算見込みにより減額をいたすものでございます。

続きまして、5款農林水産業費、1項農業費でございます。これにつきましても、それぞれ事業費の決算見込みにより減額をいたすものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。2項林業費、1目林業総務費でございます。負担金、補助及び交付金で千ヶ峰・三国岳線工事負担金でございまして、655万円の減額でございまして、これは事業量の減によりまして県負担金が減額したために

減額をするものでございます。

2目林業振興費でございます。林業振興費のそれぞれの各事業につきまして、決算の確定の部分で減額をそれぞれいたすものでございます。

続きまして、25ページをお開きください。25ページの2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費でございます。工事請負費77万円の減額につきましては、電源立地地域対策事業工事請負費でございまして、これにつきましては寺前停車場線の工事に係るものの減額でございます。

続きまして、道路橋梁新設改良費でございます。まず、委託料の不動産登記業務委託料につきましては、20万円の減額につきましては、水走り中河原線の事業の部分でございます。続きまして、工事請負費につきまして、町道新設改良工事請負費1,750万円でございます。神崎・市川線が1,740万円の減額、それと神崎・市川線の支線が10万円の減額でございます。町道改良工事請負費220万円の減額につきましては、杉・大山北所線のほか2路線の減額でございます。続きまして、26ページをお願いいたします。17節公有財産購入費536万円の減額でございます。水走り中河原線が520万円の減額、神崎・市川線が16万円の減額でございます。22節補償、補填及び賠償金82万6,000円の減額でございます。これにつきましては立木補償費でございまして、神崎・市川線の事業に係るものでございます。

続きまして、3項河川費でございます。工事請負費500万円の減額、これにつきましては中茶屋川の事業量の減によりまして減額をするものでございます。

続きまして、5項住宅費でございます。住宅費につきましても、それぞれ決算見込みによりそれぞれ事業の中で減額をいたすものでございます。

続きまして、8款消防費でございます。1日常備消防費、19節負担金、補助及び交付金30万4,000円の減額につきましては、神崎郡3町が使用する消防車両の更新に関して姫路市へ負担する部分の減額でございます。

続きまして、27ページをお願いいたしたいと思います。3目消防施設費でございます。これも、それぞれの事業の決算見込みにより減額をいたすものでございます。備品購入費248万6,000円の減額につきましては、消防ポンプ自動車2台の部分と軽四積載車2台に係る部分のそれぞれの決算見込みによりまして減額をいたすものでございます。

続きまして、4目災害対策費で13節委託料1,696万2,000円の減額でございます。これにつきましては、防災行政無線の設計業務委託料の確定を見ておりますので、それに伴う減額でございます。

続きまして、9款教育費でございます。この教育費につきましても、それぞれ決算見込みにおきまして増減をいたすものでございます。

続きまして、ページを飛んでいただいて、29ページをお願いいたします。13款災害復旧費でございます。1項農林水産業施設災害復旧費でございます。1目農業用施設

災害復旧費で19節負担金、補助及び交付金71万1,000円の減額でございます。これにつきましては、作畑農道の取り下げによる減額をいたすものでございます。

続きまして、2目林業施設災害復旧費でございます。15節工事請負費41万8,000円の減額でございます。これにつきましては、林道東山田2号線に係るものでございます。19節負担金、補助及び交付金50万円の減額につきましては、大畑の南山線の取り下げによる減額でございます。

続きまして、2項公共土木施設災害復旧費でございます。工事請負費150万円の減額につきましては、それぞれ入札減による決算見込みで減額をいたすものでございます。

30ページ以降につきましては、給与費明細書を添付をいたしております。

それでは、以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

ここで暫時休憩いたします。再開を2時15分といたします。

午後1時58分休憩

午後2時15分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

#### 日程第19 第21号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第21号議案、平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第21号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、人事院勧告に伴う人件費15万3,000円の増額補正をいたしており、同額、予備費を減額いたしております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

#### 日程第20 第22号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第22号議案、平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第22号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、歳入では、主なものとして、国民健康保険税の決算見込みで2,774万3,000円の減額、国庫補助金のうち特別調整交付金509万円の減額、療養給付費交付金1,466万4,000円の減額、共同事業交付金5,505万2,000円の増額でございます。歳出では、主なものとして、人事院勧告による人件費の増額、そして保険給付費の退職療養給付費1,387万1,000円の減額、高額療養費のうちの一般高額療養費431万8,000円の減額、保健事業費の特定健康診査等事業費522万3,000円の減額、財政調整基金積立金3,300万4,000円の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億7,875万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして住民生活課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課、吉岡でございます。それでは、詳細を説明させていただきます。決算見込みに基づいて各科目の補正をしております。

それでは、予算事項別明細書の7ページをごらんになってください。歳入の部、1款国民健康保険税は一般と退職の現年課税分の説明欄の中の3項目、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について全て決算見込みによるもので、税合計で2,774万3,000円の減額、これは一般被保険者の基準所得が大幅に減少したためです。

3款国庫支出金、1項国庫負担金の1目療養給付費等負担金は、一般被保険者の医療費の見積もり方を減額調整し382万8,000円の減額、2目高額医療費共同事業負担金は歳出の共同事業拠出金算定額の確定により31万3,000円の増額、2項国庫補助金、1目財政調整交付金のうち普通調整交付金は、一般医療費の見積もり方を減額調整し107万5,000円の減額、特別調整交付金は、データヘルス計画の申請を27年度は取りやめたため509万円の減額。

4 款療養給付費交付金、1 節の現年度分は、歳出の退職の療養給付費の減少に伴い、4 6 6 万 4, 0 0 0 円の減額。

8 ページをお願いします。8 ページ、6 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金は、歳出の共同事業拠出金算定額の確定により 3 1 万 3, 0 0 0 円の増額、2 項県補助金、1 目財政調整交付金は、一般医療費の見積もり方を減額調整し 7 1 万 7, 0 0 0 円の減額、2 目国保育成指導費補助金は、同補助額の確定により 2 0 万 5, 0 0 0 円の増額。

7 款共同事業交付金、説明欄の高額医療費共同事業交付金は 1, 8 1 1 万 8, 0 0 0 円、保険財政共同安定化事業交付金 3, 6 9 3 万 4, 0 0 0 円の増は、いずれも決算見込みによる増額であります。

9 款繰入金の 1 項他会計繰入金の 1 目一般会計繰入金、2 節職員給与費等繰入金は、人事院勧告による一般人件費の増加に伴い増額するもので、1 2 万円の増額。3 節出産育児一時金繰入金は、支給額の決算見込みにより 5 6 万円の減額を計上しています。

9 ページ、歳出の部。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で人事院勧告による一般人件費の増と嘱託職員の賃金改定による増で 1 9 万 6, 0 0 0 円の増額。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費は、医療費の見積もり方を減額調整し 7 5 2 万 2, 0 0 0 円の減額、2 目退職被保険者等療養給付費は被保険者減により医療費も減少し 1, 3 8 7 万 1, 0 0 0 円の減額、3 目一般被保険者療養費は決算見込みにより 1 2 万 5, 0 0 0 円の減額、4 目退職被保険者等療養費は決算見込みにより 4 万 9, 0 0 0 円の減額、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費は、見積もり方を減額調整し 4 3 1 万 8, 0 0 0 円の減額、2 目退職被保険者等高額療養費は、退職被保険者の減による高額療養費 7 4 万 4, 0 0 0 円の減額。1 0 ページ、参ります。1 0 ページ、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金は決算見込みにより 8 4 万円の減額、6 項精神・結核医療賦課金、1 目精神・結核医療賦課金は決算見込みにより 6 万 1, 0 0 0 円の増額。

7 款共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金は拠出金の確定により 1 0 1 万 4, 0 0 0 円の増額、2 目保険財政共同安定化事業拠出金も拠出金の確定により 2 3 万 1, 0 0 0 円の増額。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費は、データヘルス計画を 2 8 年度実施に変更するため 5 2 2 万 3, 0 0 0 円の減額、2 項保健事業費、1 目保健事業趣旨普及費は、人間ドック健診補助金を 5 件追加するため 1 0 万 2, 0 0 0 円の増額。

9 款基金費の 1 目財政調整基金積立金は、共同事業交付金が拠出金より多く見込まれるため、財政調整基金に積み立てます財政調整基金積立金 3, 3 0 0 万 4, 0 0 0 円の増額。

これらにより、歳入歳出の補正額合計をそれぞれ 1 9 1 万 6, 0 0 0 円の増額とするものであります。



以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

---

日程第21 第23号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第23号議案、平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第23号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は人件費に係る補正でありまして、人事院勧告による増額と共済費の標準報酬制の導入による減額です。

事項別明細書の4ページをお願いいたします。歳入では、繰入金の事務費繰入金9,000円の増額を計上しています。歳出では、総務費の一般管理費の給与を3,000円増額、同じく職員手当等を3万3,000円の増額、同じく共済費の職員共済組合負担金を共済費の標準報酬制の導入などで2万9,000円の減額、同じく職員退職手当組合負担金を2,000円の増額を計上しています。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,378万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

---

日程第22 第24号議案

○議長（安部 重助君） 日程第22、第24号議案、平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第24号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございま

して、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、歳入において、1つ、介護保険料の減額、2つ、介護保険給付費の減額に伴う国、県等の負担金及び交付金並びに繰入金の減額が主なものでございます。歳出においては、1つ、介護保険給付費の減額、2つ、地域支援事業費の増額、3つ、介護給付費準備基金積立金の増額、4つ、人事院勧告による職員手当等の増額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,442万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,859万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして健康福祉課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（大中 昌幸君） 健康福祉課の大中でございます。第24号議案の詳細について御説明申し上げます。事項別明細書以下で説明させていただきますので、よろしく御了承ください。

まず、7ページをごらんいただきたいと思います。歳入でございます。1款1項1目第1号被保険者保険料139万2,000円の減額でございます。この減額の要因は、当初見込んでいました階層別推計人数と実際の階層別人数に若干の差があったため、介護保険料を約0.5%減額するものでございます。

続いて、4款1項1目介護給付費負担金、現年度分802万6,000円の減額でございます。この減額の要因は介護給付費の減額に伴うもので、決算見込みとの差額でございます。過年度分についても1,000円の減額でございます。4款2項1目調整交付金、現年度分409万円の減額です。減額の要因は、介護給付費減額に伴う決算見込み額でございます。2目地域支援事業交付金（介護予防事業）については155万5,000円の増額でございます。この増額の要因は、平成27年度から補助対象額の上限が変更され、補助対象の人件費について、当初1名分から2名分に変更したことに伴う決算見込み額でございます。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）については61万6,000円の減額でございます。この減額の要因としましては、2目の説明と関連いたしますが、補助対象の人件費について、当初4名分から3名分に変更したことに伴う決算見込み額でございます。

5款1項1目介護保険給付費交付金、現年度1,588万6,000円の減額でございます。これも介護給付費の減額に伴う決算見込み額でございます。2節過年度分は1,000円の減額でございます。2目地域支援事業交付金、現年度分174万3,000円の増

額でございます。この増額の要因としましては、この補助金の上限が変更されたことに伴う決算見込みでございます。2節過年度分は1,000円の減額でございます。

続いて、8ページをごらんください。6款1項1節介護給付費負担金、現年度分714万4,000円の減額でございます。この減額の要因としましては、介護給付費の減額に伴うもので決算見込みとの差額でございます。2節過年度分は1,000円の減額でございます。2項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）、現年度分については77万8,000円の増額でございます。この増額の要因は、4款2項2目の国庫補助金と同様、補助対象額の上限が変更され、補助対象の件数について、当初1名から2名に変更したことに伴う決算見込み額でございます。2節過年度分は1,000円の減額でございます。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、現年度分については30万8,000円の減額でございます。この減額の要因としましては、国庫補助金と同様、補助対象の件数について、当初4名から3名に変更したことに伴う決算見込み額でございます。2節過年度分は1,000円の減額でございます。

8款1項1目一般会計繰入金、現年度分については709万2,000円の減額でございます。この減額の要因は、介護給付費の減額に伴うもので決算見込み額との差額でございます。2目一般会計繰入金については、1節職員給与費等繰入金については215万8,000円を減額、2節事務費繰入金については249万円の増額、3節地域支援事業（介護予防事業）については77万7,000円の増額、4節地域支援事業（包括支援事業・任意事業）については512万2,000円の減額、5節介護保険料軽減負担金繰入金については6万9,000円の増額でございます。要因としましては、それぞれ決算見込みによるものでございます。

続きまして、9ページをお願いします。1款1項1目資格業務管理費、2節給料、3節職員手当、4節共済費、合計15万8,000円については、人事院勧告と社会保険料の報酬改正による差額でございます。2目サービス業務管理費、2節給料、3節職員手当、4節共済費、計6万7,000円についても同様でございます。7節、訪問調査員であります嘱託・臨時職員の賃金3万7,000円については、人事院勧告によるものでございます。3項1目7節介護認定審査会の嘱託職員の賃金については、先ほど2目7節で説明したとおりです。

2款1項1目介護保険給付費諸費については、決算見込みによりまして当初予算の4.6%に当たる5,674万2,000円を減額するものでございます。

3款1項1目2節給料、職員手当、共済費については、先ほど説明したとおりでございます。9節旅費、11節需用費、12節役務費、13節委託料の合計20万5,000円については決算見込みによるものでございます。2項1目ケアマネジメント事業費、3節職員手当、4節共済費の2万1,000円については、先ほど説明しましたとおりでございます。8節報償費から14節までの合計15万円の減額については決算見込みによるものでございます。2目7節賃金、8節報償費の合計30万については、決算見込

みによる減額でございます。18節備品購入費248万円につきましては、認知症を早期に発見するためのタッチパネルのノートパソコンの購入費と最新のソフト購入費、そして無線LANを利用したプリンターを購入するための経費でございます。3年前に購入しましたタッチパネルは、これまで約1,600人に使用しましたが、町内の公民館などに持ち運ぶのは大変不便なデスクトップ型であり、また、バージョンアップされたソフトが開発されたこと、それと、27年度の補助金の枠内で町負担50万円弱で買えるということから、今回の補正予算で計上させていただきました。4目在宅医療・介護連携推進事業費については、会議の実施回数増により委員謝金が不足したため3万6,000円を増額いたします。

6款1項1目介護給付費準備基金積立金については、保険給付費と地域支援事業費の歳入の合計から保険給付費と地域支援事業費の歳出合計を差し引いた額を準備基金に積み立てるものでございます。決算見込みにより975万8,000円の増額でございます。

7款1項1目予備費については、神崎郡介護認定審査会不足分として予備費から充当し、3万9,000円の減額でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

---

### 日程第23 第25号議案

○議長（安部 重助君） 日程第23、第25号議案、平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第25号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、土地の売り払い収入の減額をするものでありまして、事項別明細書の4ページのとおりということで、見ていただければと思います。歳入で土地売り払い収入を1,295万5,000円減額し、歳出で貝野宅地造成事業費の繰出金を1,295万5,000円減額するものでありまして、当初予算では3区画の販売を予定していましたが、1区画の販売であったため2区画分を減額するものであります。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,295万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,083万1,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第24 第26号議案

○議長（安部 重助君） 日程第24、第26号議案、平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第26号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、利用者が減ったことにより事業収入を120万円減額しています。歳出では、主なものといたしまして、人事院勧告に伴う人件費32万6,000円を増額、委託費では、委託しています姫路市香寺地区の利用者が減ったことにより100万円減額、備品購入費では、車両購入の必要がなくなったことと訪問看護システム導入経費が減ったことにより219万5,000円減額しています。また、一時借入金利子を1万円増額しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ120万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,307万1,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑につきましては第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第25 第27号議案

○議長（安部 重助君） 日程第25、第27号議案、平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第27号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、使用料及び手数料は486万円の増額で、要因は、建設残土等搬入量が当初見込みの6,000トンから年度末見込みで1万トンと見込まれるためでございます。歳出では、委託料72万円の増額で、搬入量の増及び除雪業務の追加による管理業務の増のためです。使用料及び賃借料は6万5,000円の増額で、搬入量増に伴う住石マテリアルズ株式会社への橋梁使用料の増であります。基金積立金は407万5,000円の増額で、搬入量による使用料増のうち余剰金額を積み立てるものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ486万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,668万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第26 第28号議案

○議長（安部 重助君） 日程第26、第28号議案、平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第28号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、各地区からの申請によりまして振興基金繰入金を820万9,000円、基金運用における国債購入・譲渡収益によりまして利子及び配当金を288万5,000円増額いたします。その増額分を、歳出、振興基金費、積立金に288万5,000円増額し、基金を積み立てます。また、地域振興費、負担金、補助及び交付金に820万9,000円増額し、各地区の施設整備事業に補助いたします。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,109万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,310万3,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第27 第29号議案

○議長（安部 重助君） 日程第27、第29号議案、平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第29号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的収入の予定額で、営業収益では加入分担金の件数の増加等により52万4,000円の増額、営業外収益では、統合に伴う変更認可業務の確定等により、一般会計補助金及び消費税及び地方消費税の減額、長期前受け金戻入で増額し、合計で982万7,000円の増額、収益的支出の営業費用では、人事院勧告に伴う人件費の増により29万5,000円の増額、営業外費用では消費税の納付及び4条の特定収入の費用化により464万円の増額、これらにより、水道事業収益及び費用それぞれ1,035万1,000円増額し4億1,674万2,000円に補正、これらの財源として予備費を541万6,000円増額いたします。

次に、予算第4条の資本的支出の建設改良費の事務費では、人事院勧告に伴う人件費の増により3万8,000円を増額し4億763万円に補正いたします。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,967万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして上下水道課長が御説明申し上げます。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（中島 康之君） 上下水道課の中島でございます。それでは、第29号議案について詳細説明をさせていただきます。

3ページをごらんください。収益的収入でございます。3目その他営業収益の3、手数料ですが、加入件数の増により設計審査・竣工検査手数料等が増額するもので、3万円の増額をいたします。4、雑収益ですが、加入分担金が当初17件でしたが、23件にふえたことにより49万4,000円の増額をいたします。2項営業外収益の2目他会計補助金では、変更認可申請業務委託料が減額で確定したことにより13万3,000円の減額をいたします。3目消費税及び地方消費税については、当初納付の予定をしておりましたが、建設改良費が減額になったことにより還付になる見込みになったため、499万9,000円の減額をいたします。4目長期前受け金戻入については、固定資産明細書を確認したところ、国・県補助金と工事負担金の償却分に追加がありましたので、1,495万9,000円の増額をいたします。

4、5ページをごらんください。収益的支出でございます。4ページから5ページの5目総係費は、人事院勧告による人件費の補正となります。5ページの2項営業外費用の2目消費税及び地方消費税については、先ほども収入のところの説明しましたが、還付から納付になる見込みのための補正で20万円の増額補正を行います。3目雑支出ですが、4条予算で国庫補助金、負担金の収入を計上していますが、特定収入となりますので消費税相当分を費用化する必要があるため444万円の予算計上をいたします。4項1目予備費ですが、3条予算の収支均等のため541万6,000円の増額をいたします。

6ページ、7ページをごらんください。資本的支出で職員1名分の人件費を事務費として計上しておりますので、人事院勧告による人件費の補正となります。

8ページはキャッシュフロー計算書で、9、10ページは給与費明細書になっております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第28 第30号議案

○議長（安部 重助君） 日程第28、第30号議案、平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第30号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、人事院勧告に伴う人件費の増額補正で、時間外勤務手当との調整により下水道事業収益及び費用それぞれ7億7,841万5,000円に変更はありません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第29 第31号議案

○議長（安部 重助君） 日程第29、第31号議案、平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。



上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第31号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、収入において、上半期における入院、外来収益が患者数等が減ったことにより6,300万円減額しています。負担金交付金においては、決算見込みにより5,000万円増額しております。支出では、人件費において、人事院勧告による増及び職員の異動等による増減により1,499万4,000円減額しております。また、給食材料費において入院患者における特別食がふえたこと、経費において大学からの派遣非常勤医師の単価がふえたことなどにより増額しております。

これら収入支出の総額を1,300万円増額し、予算総額を35億209万5,000円にするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきまして病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

予算実施計画で説明をさせていただきますので、3ページをお願いいたします。3ページの収益的収入の1款病院事業収益の1項医業収益、1目入院収益では、上半期の入院患者数の減によりまして5,000万円減額しております。2目外来収益では、同様に1,300万円減額しております。2項医業外収益では、1目負担金交付金では一般会計の負担金を5,000万円増額をいただいております。

4ページをお願いいたします。4ページの収益的支出の1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、人事院勧告及び異動によりまして1,499万4,000円を減額しております。

人件費が6ページ、7ページまでわたりますので、7ページをお願いいたします。7ページの2目材料費につきましては、給食材料費を140万円増額をいたしております。これは、流動食などの特別食の材料購入がふえたことによる増額でございます。3目経費では、1節報償費を41万円増額しております。これは、手術応援などの非常勤医師の単価の増によるものです。2節食糧費は、来客賄いなどで5万円を増額いたしております。7目研究研修費の図書費は、制度改正などがありまして、図書購入がふえたこと

によりまして1万円増額をいたしております。

9ページはキャッシュフロー計算書、10ページ以降は給与費明細書を添付させていただいております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

なお、質疑については第3日目以降に行いますので、御了承願います。

---

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。本日はこれで延会とすることに決定しました。

次の本会議は、3月2日午前9時再開いたします。

本日はこれで延会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後3時02分延会

---